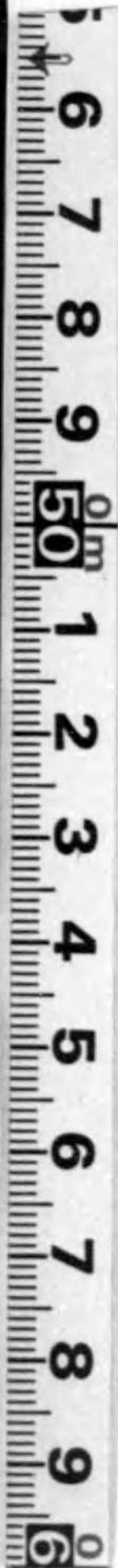


289

289-N493



1200500732202



始



28.3.27

15442
10

289
N493
7



五江遺稿



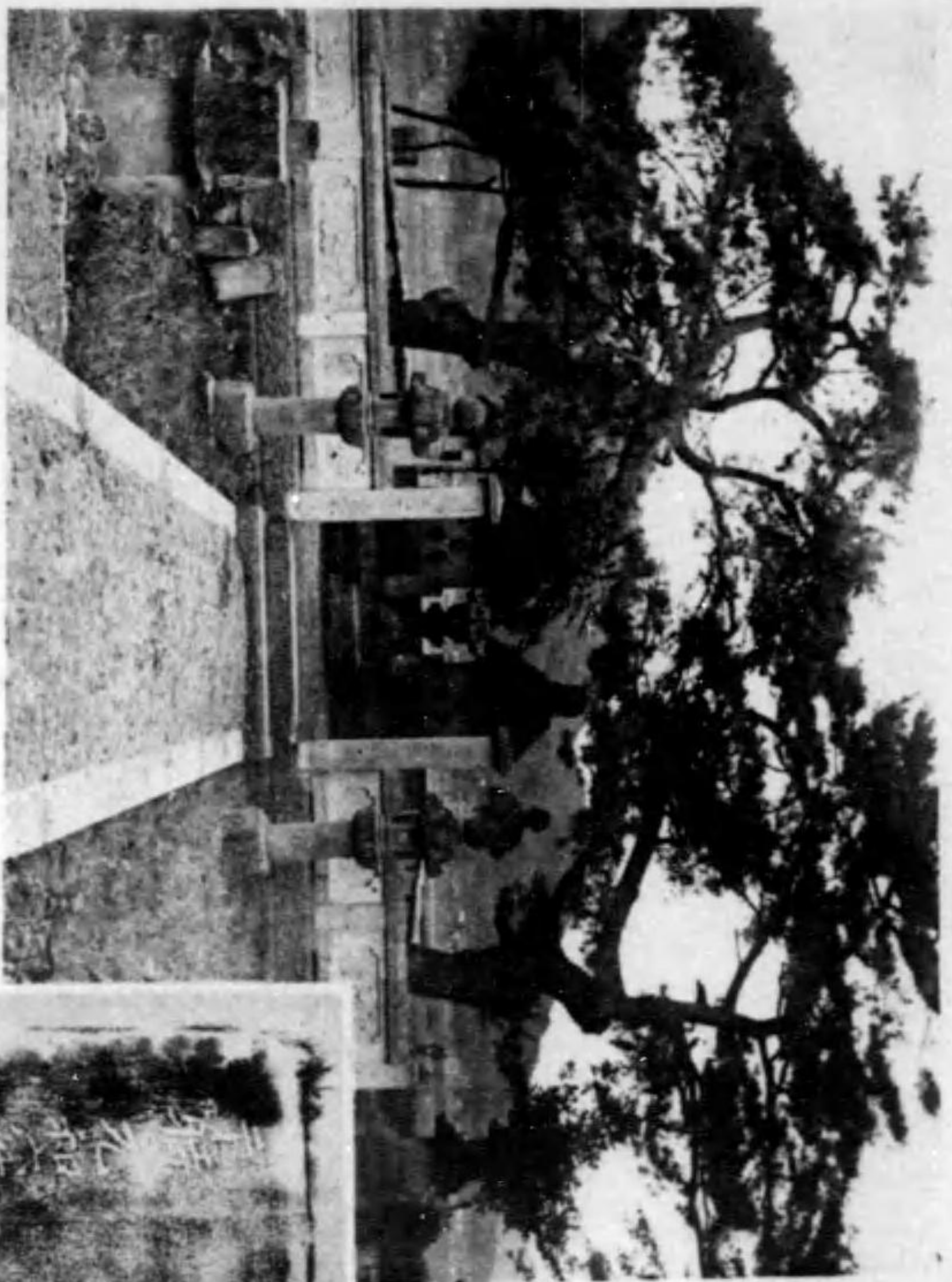


直江兼續畫像
（高野金山剛峰寺寶閣瑜祇塔壁畫）
（集古十種所載）





像畫明景八平子嗣續兼江直
(畫壁塔紙瑜閣樓寶寺峰剛金山野高)
(載所種十古集)



直江兼續夫妻塔内
 来深市林泉寺境内
 向左右夫夫



现墓石内胞藏兼續有墓石(圖八寸三分)

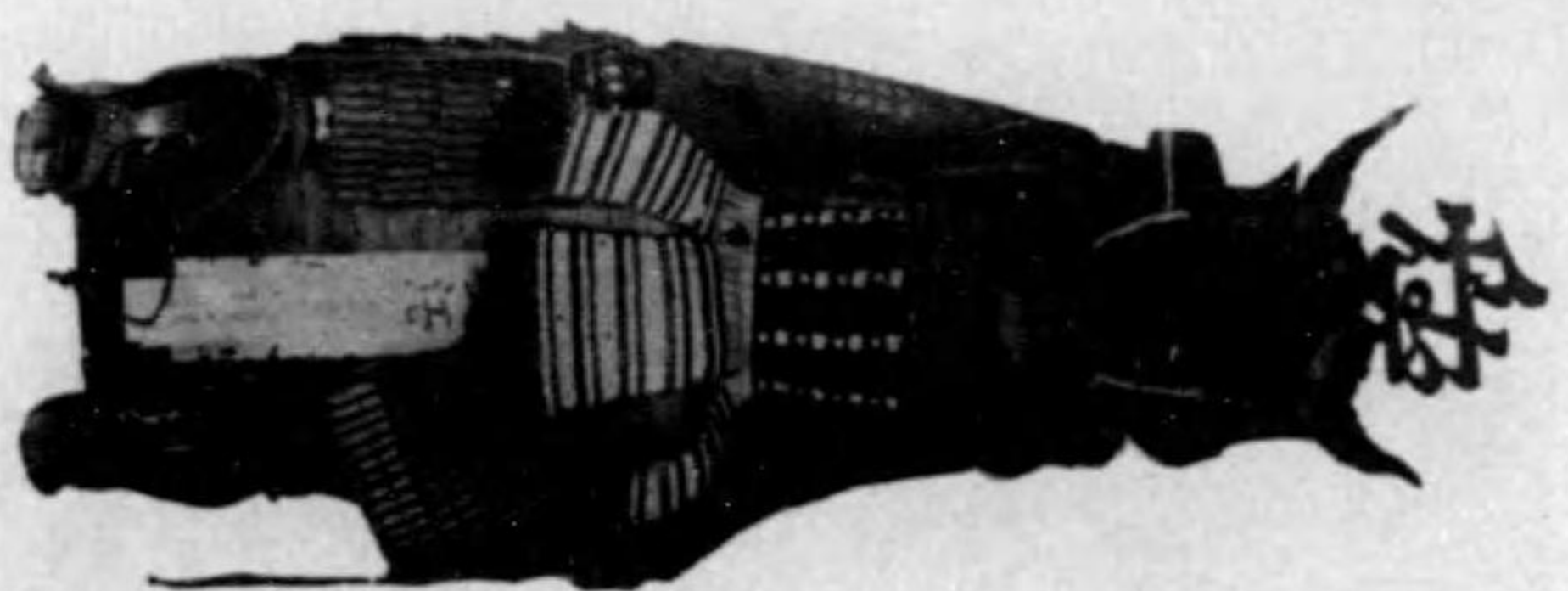
(元和六年建)



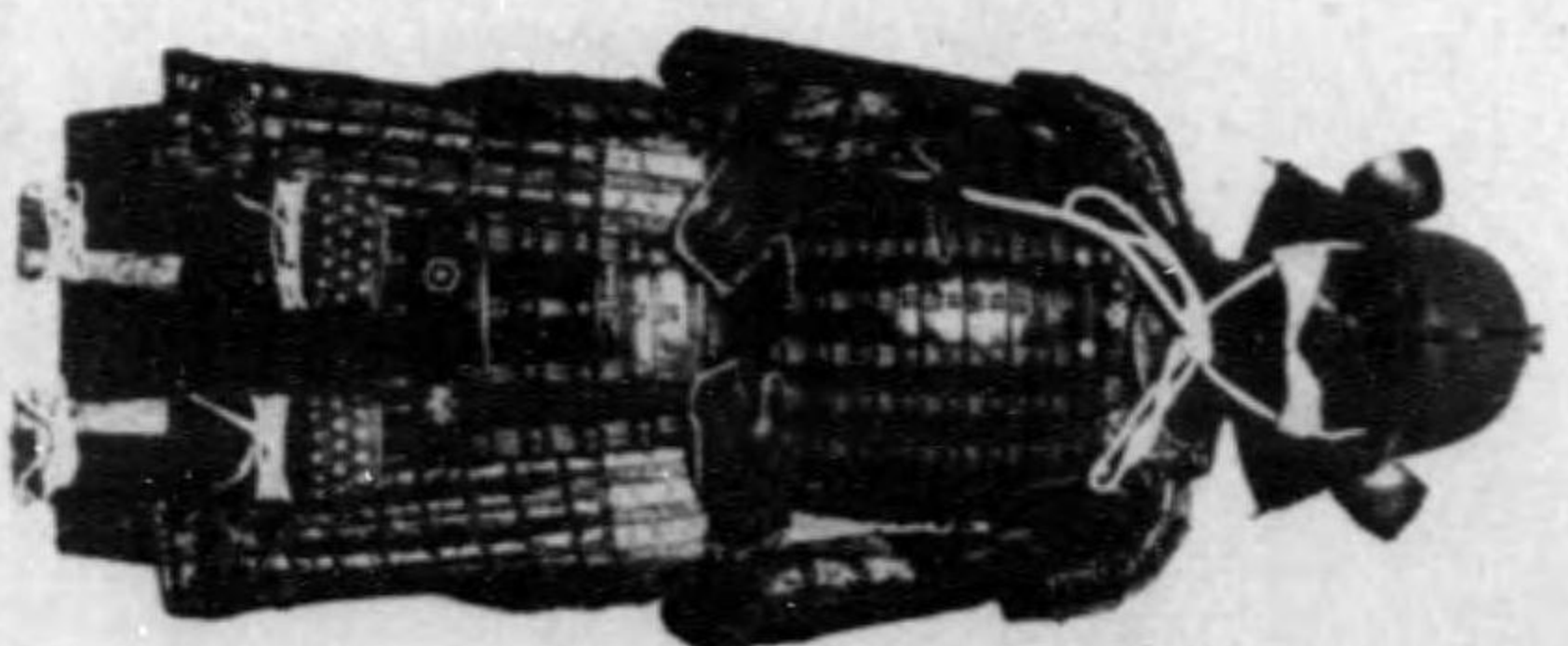
奈良春日神社燈籠



高野山金剛峰寺寶閣瑜祇塔圖
(米澤市杉神社釋照殿寶物)



直江兼続甲冑
(上衫傳所藏)



直江兼続甲冑 定紋(二重鎧甲花菱)付
(上衫神社精進殿寶物)

直江兼続所持鐵定紋付
(上衫神社精進殿寶物)

寺内織部方下國候之条令啓候、仍去廿一日於柳瀬表合職様子并柴田切腹相果趣、委細
 替勝へ申入候之間委不及申候、然者賀州能州越中屬一當候之条、國々置目等爲可申付、
 至金澤城令逗留候、就中、柴田謀叛之刻、秀吉至越前表於令乱入者、可有御手合由、
 深重雖承候、其御手管相違候条、最前互誓紙取替申談儀、反古ニ罷成候、前後之固候
 間、其方御取分通急度承、可隨共候、聊不可存疎意候、尙巨細織部方口上ニ申達候条、
 懇被聞届、替勝へ可被申入事專用候、恐々謹言、

(天正十一年)
 卯月廿九日

直江山城守殿
 狩野讚岐守殿
 御宿所

秀吉(花押)

於石原陣場
 卯月廿九日
 替勝
 御宿所
 直江山城守殿
 狩野讚岐守殿
 御宿所

秀吉
 花押

狀 處 吉 秀 臣 豐
 (藏舊氏郎太續刻志)

(六二頁參照)

今度新發田面積動、去月廿四日五十六畝、地賣落、始道女齋十餘討取、翌日廿五新發田無詰則攻取、新發田因餘其外不獲三千餘打果之田、於此方御座不斜候、併粉骨之至神妙思召由、下、迄可申聞候、猶石田治部少輔增田右衛門尉可相違候也、

十一月廿一日 (秀吉朱印)

直江山城守とのへ

哉翰曰敬秋悲也 魯曰范擘後漢書
曰劉陶上疏曰喟爾長懷中篇而歎

文選卷第六十 終

右文選板歲久湯滅殆甚紹興二十八年冬十月
直閣趙公來鎮是邦下車之初以儒雅飾吏事首加
修正字畫為之一新俾學者開卷免魯魚三豕之訛
且欲垂斯文於無窮云右迪功郎明州司法參軍兼
監盧欽謹書

慶長丁未沽洗上旬八糞

板行畢

王因爲竹言以選之何哥以社公其辭

蘇子瞻

公昔騎龍白雲鄉乘波白雲鄉手扶

雲漢分天章天孫爲織雲錦裳四星

在角南飄然乘風來帝旁下與濁

世掃糝糠西游咸池略扶桑念馬於

咸池地餘於咸池拂于扶桑草木

日出暘谷於咸池拂于扶桑

輒然木高
瓜下陸士之
子旁來

衣被昭回光追逐李杜參翱翔汗流

籍湜走且僵甘從韓公滅没倒景

不得望司馬相如大人在日月之上

下照故其作書訖佛譏君王

下照故其

汗流
衣被昭回
光追逐李杜
參翱翔汗流

直古文
江兼寶
續後集
澤抄
本抄
(藏所者著)

連月
天三日每月初十日係其奇
一未過味魚之人宜早覺其奇勿疑

(越後保坂調治氏所藏)

永
尔是社日瑞雲白之
西都夜香花
物採上本路

(羽前龜岡村大聖寺什物)

雪夜
雪夜因燈情
只向月夜
大所藏

(米澤市林泉寺什物)

折鶴松花
外史幸生
松鶴松花
外史幸生

(同前杜牧之作)

993
18

序

醫學博士木村德衛君は一代の名醫なり。嚮に大患に罹り業を廢して病を熱海に養ふこと數年、今や全く回復、心身共に潑刺として昔日の如く壯者を凌ぐの慨あり。君資性俊敏、趣味頗る豊富にして、政治・文學・美術の鑑賞等涉獵せざるはなく、而して堂に入るもの多し。夙に直江山城守兼續の事蹟を研究し、一書を著はし、題して直江兼續傳と曰ふ。君兼續と郷國を同じうし、其人と爲りを欣慕し、世間往々兼續を以て自己の野望の爲めに、石田三成と通謀して、關ヶ原役を起し、主家の運命を賭して顧みずと云ふ者あるを排して、何等根據なき採るに足らざる俗説なりとなす。然かのみならず、當時上杉家は會津に移封日尙淺く、未だ

管下の治績を擧ぐるの遑なく、民心安定せざるものあり。城砦道路等の修築完成せざるものあり。加ふるに近年の不作を以てし、糧食足らず、財政不如意なるものあり。所謂戦備なきものにして、景勝・兼續の英明を以てして、斯る不利の條件の下に無謀の戦を挑むが如きは理に於てあるべからず、勢に於て爲すべからず。而して上杉側より積極的に事を企てたるを證明するに足る何等正確の資料を發見せざることを論じ、隨つて關ヶ原役は家康の計畫的挑戦に出づるものにして、上杉氏は名門の矜持を以て之れを廻避するに由なく、止むを得ずして起ちたるものなり。縱し三成が款を上杉家に通じたるものありとせば、家康が兵を擧げて東伐に決したる後にありとなし、又隨つて兼續は一意専心主家の安危存亡を顧念したる上杉家隨一の柱石にして、所謂社稷の臣なりと斷じ、幾多

の資料を擧げて之れを證明し、考證頗る該博精確、自から一家の見識を具ふ。殊に上杉家が米澤に移封したる後と雖ども、兼續は上杉家の休戚を思つて終始渝はる所なく、上杉家も亦兼續及其後を遇すること尋常にあらず。君臣の間水魚の如きものあり。兼續を以て主家を孤注として己れの榮達を圖るの徒と爲す如きは誣ゆるの尤も甚しきものなりと結論したり。君此書を余に示して序文を求めらる。而して君の研究に依れば、余の祖先も君と郷國を同じうするの因縁あるのみならず、余は君を識ること三十有餘年、君が開業の時は一家の生命を君に託したることあり、又美術鑑賞家として往來頗る頻繁なりしことあり。交誼今日と雖ども渝はる所なし。誼豈之れを辭すべけん哉。乃ち書して序となす。

昭和十六年七月

辱知 池田成彬識

自序

織豊二氏の間、英雄雲の如く起り、倭指に違なき中に在りて、我が直江兼續の如きは最も異彩ある一人であらう。

彼は上杉謙信の部將越後魚沼郡上田庄坂戸城主長尾政景の家中に生れ、微祿より身を起し、上杉景勝を扶けて撥亂反正の功を建て、遂に一陪臣として米澤三十萬石に封せられたと傳へられてゐる。

當時三十萬石以上の大封を擁せるものは、徳川・毛利・上杉・前田・島津・伊達・宇喜多・小早川・佐竹・鍋島・堀の十一氏に過ぎなかつた。

彼は太閤秀吉に信愛せられて豊臣の姓を允るされ、又其の奏請に依り、從五位下・山城守に叙任せられた。

慶長三年上杉景勝會津百貳拾萬石に移封せらるゝや、彼は秀吉の特命に依りて、主家の封邑の四分の一を給與せられたと傳へられて居る所を見れば、當時彼が如何に頭角を抽んで、秀

吉・景勝の信任が共に如何に深かつたかを知るに足るものであらう。

然るに、從來兼續の事を傳ふるものは、其の片鱗を示すに過ぎざるもの多く、或は其史料に缺くる所少なからざるの憾みがある。従つて、彼は石田三成と通謀して關ヶ原役を起したるものなりと誤傳せられ、今日に於ては何人も疑ふものなき史實の如く信せらるゝに至つた。是れ全く徳川家康の會津征伐を正當化せんとして、徳川時代の策士が架空の妄誕を虚構せる爲めになければならぬ。爰に於て、余は専ら史實に據りて我郷の先哲直江兼續の事蹟を叙し、一は以て郷土の矜持となし、一は以て後進を鼓舞せんと欲するのである。

景勝と兼續は、義は君臣なるも情は兄弟である。君臣水魚或は形影相等の語句は、全く此兩人の交情を表現せるものにして、景勝の在る所兼續従はざることはなかつたのである。故に兼續を詳述せんとせば景勝を略記せざるべからず、爲めに記事の冗長は免れ難き所であつて、著者も亦其れに對する誹を敢へて甘受するものである。然かも尙且つ遺漏の少なからざるを憂ふるもので、他日識者の補正をも俟つものである。

畏友池田成彬翁は上杉氏の世臣にして、然かも池田氏の祖は兼續と同じく坂戸城下に生れて

五十騎組に屬し、兼續とは因縁頗る深き家柄である。而して、上杉氏世臣中、今日に至る迄輩出せる人材少なからずと雖も、兼續の後、翁の如きは特筆すべきものなるは、獨り余の見のみではなからう。兼續は上杉氏の受難期に際し、大宰相として主家の爲めに身命を賭して其力を致し、翁は我國有史以來の重大時局に當りて、老軀を顧みず臺閣の重責に列し、其蘊蓄を傾注して邦家の爲に盡瘁せらるゝ所は、兩者頗る相似たるものがある。是れ余が特に翁の序文を需めたる所以である。翁、幸に余の請を納れて一文を寄せられたるは、余の感謝措く能はざる所である。

尙ほ本書成るに當り、史料の蒐集に助力せられたる諸友及び上杉伯爵家・東京帝國大學史料編纂所・財團法人米澤圖書館・財團法人大橋圖書館が貴重なる史料の謄寫・撮影を許されたる好意に對し、深甚の謝意を表する。

坂戸山麓、魚野川上、爲上杉景勝・直江兼續生誕地、余歸郷途次、屢過之、輒追懷兩雄焉、頃者草城州傳、乃賦七絕以題其首。

俊髦生誕幾春秋 魚水坂山靈氣浮
世事滄桑歸俯仰 英名千古直城州

昭和十六年秋 於熱海自然莊

木村 徳 衛 識

俊冠生旭筆在秋

泉尔好山空来浮

世子滄桑物俯仰

英六十古古博抄

變珠何可

臨安上善林於晴窗自安莊

敬文如冰

凡 例

- 一、本書の記事中の人名には凡て敬稱を廢した。
- 一、本書は直江兼續を詳述する爲に、或る部分は彼と不可分の景勝略記の様に成つて、第一章及び第十章の如きは餘儀なく編年體となつた。
- 一、括弧内は主として著者の解釋であるが、中には文献及び参考書中より其儘引用したものである。
- 一、引用文書中には確かに傳寫の誤り、或は脱字ありと思はるゝものもありて、校正したものもあるが、原書の傳はらないものや、原書を見る機會を得ないものは、止むを得ず、其儘引用したものもある。
- 一、挿圖は、多くは著者が直接撮影挿入したものであるが、他の刊行物より轉載したのも、二三はある。

引用文献及び参考書目

醫學天正記 家忠日記追加 板坂卜齋覺書 伊賀者由緒書 鹿苑日録 藩翰譜 萩藩閣録 晴豐公記 日用集 日本外史 日本戰史 日本西教史 丹羽家譜 本多家譜 本庄氏の興亡 本光國師日記 寶藏院先師過去帳 北越風土記 北越軍記 堀直寄傳記 堀丹後守覺書 別本歷代古案 藤林年表 讀史堂史料(伊佐早謙選) 東北の偉人 徳川實紀 當代記 塔寺八幡宮長帳 讀書餘滴 東照宮實記 龍光院先師傳記 落穂集 小田原日記 温古足徴 我郷の先哲(伊佐早謙著) 貝塚御位記 加陽諸士言行筆記 加陽老臣武功 加陽藩歷譜 鶴城叢書 鶴城叢談 景勝一代略記 景勝公書留 龜岡文殊堂詩歌百首 春日山日記 家督先後録 加賀藩史稿 加賀金澤前田家譜 蒲生盛減記 寒檠瑣綴 鹿山公世記 吉川家什書 米澤雜事記 米澤事跡考 米澤地名選 伊達氏四代治家記録 伊達政宗家譜 伊達政宗記録事蹟考記 大日本地名辭書 大日本古文書 反町幸定軍記 台徳院殿御實紀 代眠録 歴史公論 歴史地理 歴代古案 惣見記 宗湛日記 續漸得雜記 續武者物語 創垂可繼津山松平家譜 直江山城守書留 直江古案 直江山城守(福本日南著) 直江城州公略傳(今井清見著) 城州公略傳と引用) 直江城州公小傳(今井清見著) 城州公小傳と引用) 直江山城守及其時代(今井清見著) 山城守及其時代と引用) 羅山林先生文集 宇佐見三代覺書 上杉年譜 上杉家記 上杉米澤家譜 上杉米澤家譜附録 上杉家臣先祖由緒帳 上杉家大坂御陣之留 上杉家大坂御陣押前行列 上杉氏御書集並御年譜略 上

杉編年文書 上杉神社稽照殿目録 上杉謙信傳 信長記 信長公記 御湯殿上日記 小笠原系圖傳 奥羽編年史料 奥羽觀迹聞老志 奥羽永慶軍記 寛政重修諸家譜 寛永諸家系圖傳 管窺武鑑 管見録 頸城郡誌稿 前田創業記 松井家譜 漫畫隨筆 慶長庚子文書(伊佐早謙選) 見聞記 見聞録 慶長見聞記 武徳大成 武徳編年集成 筆のよさひ 武邊咄聞書 武邊雜話 譜牒餘録 楓軒文書纂 言經卿記 高野山續寶簡集 古今武家盛衰記 高野春秋 稿本清覽録(伊佐早謙著) 稿本石田三成 更訂國史研究年表 江氏家譜 古先御戰聞書 古今消息集 越登賀三州志 越佐史料 越後黃門年譜 越後名寄 越後史 越後古實聞書 越後略風土記 定慧圓明國師虛白録 天正日記 天雷子續 會津軍記 安得虎子 會津舊事雜考 會津四家合考 殘囊拾玉集 三公外史 薩藩舊記後編 笹野觀音通夜物語 玉滴隱見 北川遺書記 北魚沼郡誌 近世日本國民史 義演准公日記 百合叢書 南置賜郡村誌 南魚沼郡誌 信府統記 紳書 信越雜記 書簡并証文集 諸家興廢記 諸家所藏文書 庄内物語引付録 史學會雜誌 神君年譜 新選大人名辭典 新集古案 從三位權中納言上杉景勝卿記(伊佐早謙著) 景勝卿記と引用) 最上義光記 惺窩文集 關原軍記大成 關原覺書 關原全戰記 關原一亂志 關原記 關原始末記 關原狀 仙道七郡古軍談 素描上杉謙信 寸錦雜録 其の他

直江兼續傳 目次

| | | |
|-----|-------------|-----|
| 第一章 | 兼續の生立及び其の一生 | 一 |
| 第二章 | 兼續と文事 | 一九三 |
| 第一節 | 兼續の好學 | 一九三 |
| 第二節 | 兼續の藏書 | 二〇九 |
| 第三節 | 兼續と詩文 | 二二七 |
| 第四節 | 兼續と聯句 | 二五八 |
| 第五節 | 兼續と書道及び花押 | 二七六 |
| 第六節 | 兼續と茶道其の他 | 二七九 |
| 第三章 | 兼續と武事 | 二八三 |
| 第一節 | 武人としての兼續 | 二八三 |
| 第二節 | 武事に關する諸掟 | 二八七 |

目次

第三節 兼續と砲術……………三三

第四節 兼續の軍法書……………三九

第四章、上杉氏の民政……………三四五

第一節 制度……………三四五

第二節 財政及び徴税……………三八一

第三節 植林及び治水……………三九五

第四節 採鑛冶金……………三九七

第五節 交通機關……………四〇〇

第六節 殖産興業……………四〇八

第七節 勸農……………四二一

第五章 徳川家康の會津征伐……………四二一

第一節 會津征伐の因由……………四二一

第二節 兼續と石田三成……………四三七

第三節 家康の東下及び上杉氏に對する作戰……………四六〇

第四節 上杉氏の守備……………四七二

第五節 白河口對陣後の兩軍勢力範圍……………四九〇

第六節 上杉氏と伊達氏……………四九一

第七節 上杉氏と最上氏……………五二六

第八節 上杉氏と佐竹氏……………五五八

第九節 越後國內一揆……………五六三

第十節 上杉氏と西軍……………五七一

第十一節 上杉氏と徳川氏の和議……………六〇〇

第六章 兼續と本多正信及び本多政重……………六〇九

第七章 兼續と米澤……………六六一

第八章 兼續の信仰……………六九一

第九章 兼續の逸事……………七二一

第十章 新發田征伐 佐渡平定……………七三

第十一章 上杉氏と大坂陣……………八三二

第十二章 樋口家系譜……………八六九

樋口氏及び其の一族……………八六九

第十三章 直江家系譜及び兼續と其の家庭……………八七九

第一節 直江家系譜……………八七九

第二節 直江兼續……………八八二

兼續の風采及び人物……………八八二

兼續の居城……………八八八

兼續の知行……………八九一

兼續の晩年……………八九二

兼續の歿後……………八九三

兼續の家庭……………九〇三

兼續の女及び養子……………九〇三

兼續の嗣平八景明……………九〇六

兼續の室……………九二

挿圖目次

一 兼續畫像……………卷首

二 兼續嗣子平八景明畫像……………同

三 兼續夫妻塋域及び舊墓石……………同

四 金剛峰寺寶樓閣瑜祇塔圖及び春日燈籠……………同

五 兼續甲冑及び鐵砲……………同

六 兼續宛秀吉書狀……………同

七 兼續宛秀吉感狀……………同

八 直江板文選……………同

九 兼續手澤本古文眞寶後集抄……………同

十 兼續自筆短冊……………同

十一 著者作詩……………自序の次

十二 兼續筆蹟花押及び印章……………二七

十三 安田上總介外四將宛景勝沙汰書……………四一

十四 大和守宛兼續自筆起請文案……………六一

第一章 兼續の生立及び其の一生



足利末期、所謂戦國時代より元和假武、徳川氏三百年の泰平を開くに至るまで、我國に於いて英雄雲の如く起り、倭指に暇なき中に在つて、我が直江兼續の如きは最も異彩ある人物であらう。

兼續は、上杉謙信の部將越後上田坂戸城主長尾政景の家中に生まれ、少价より身を起し、上杉謙信を扶けて撥亂反正の功を樹て、遂に一陪臣として、米澤三十萬石に封せられたと傳へられて居る。さうすると當時、彼以上の大封を擁したものは、徳川・毛利・前田等の大諸侯を加へても僅かに十人、加藤清正・小西行長・福島正則・細川忠興・石田三成等の諸將は皆其の後塵を拜するに過ぎなかつた譯になる。

兼續は永祿三年、樋口惣右衛門兼豊の長男として越後魚沼郡(今の南魚沼郡)上田庄坂戸城下に生まれ、後年相謀つて天下兩分の計畫を立てたといはれる石田三成と同甲なるも一奇である。

樋口氏は、木曾義仲の家臣樋口二郎兼光の末葉で、上田長尾氏の旗下に屬し、惣右衛門兼豊に到つて居るが、藩翰譜の如きは兼續を薪炭吏の如き賤士の出と云ひ、別説では可なりの侍であつたとも云はれて居る。其の邊一定してゐないが、その少時選ばれて景勝に近侍した所を見ると、左程卑しき出身とは思はれない。其他、樋口家のことに關しては、樋口家系譜の章下に於て詳記しよう。

兼續は幼名は與六、加冠して兼續と稱し、慶長十二年頃重光と改めた。

兼續幼時の事蹟は明かでないが、幼にして聰明穎悟で、景勝の母長尾政景夫人仙桃院は、彼の才を見込んで景勝の近習に推薦したと云はれて居る。天正七年、彼が二十歳の歳旦の詩「冬風吹盡又迎春、春色悠悠暑運長、池上垂糸新柳綠、檻前飛氣早梅香」が傳へられて居るが、戰國時代、文化に恵まれない田舎の少年武士の作としては、其將來を思はしむるものがある。樋口家系譜、神達明神緣起、藩翰譜、上杉年譜、米澤地名選、北越噂聞書 武聖上杉謙信はその一面山崎專柳齋秀仙を左右に侍らせて、四書・五經時には老・莊諸子の學説をも講述せしめ、能書の聞え高き安國寺の僧建松をして、營中に孟子を謄寫させたと云ふ程の好學者であつたから、兼續が春日山城中に在て、其一舉一動に注

意し、此の大偉人の感化を受けた事はいふ迄もなからう。彼が直接の師が何人であつたかは全然傳つて居らないが、景勝の文武研學の時に、近習として傍聽を許された事は想像するに難くない。彼は是等の機會を遺憾なく利用した事であらう。

謙信は佛戒を持ち、無妻であつたから、勿論實子なく、永祿七年、一族長尾政景の遺子で、實姉仙桃院の出である喜平次顯景を養子とした。然るに又、永祿十二年北條氏康と和し、是と盟約を結び、其の翌元龜元年、氏康の請を容れ其七子・三郎氏秀を養つて景虎の名を與へ、顯景の妹を以て之に配したのである。

景勝は弘治元年、越後國魚沼郡上田庄坂戸城に生れ、父は長尾越前守政景、母は長尾信濃守爲景の女にして、謙信の實姉であるが、永祿七年七月、政景が越後上田莊野尻池(信州野尻湖にあらす)に游泳溺死の後、叔父謙信に養はれ、十歳にして謙信の幼名を續いで喜平次と稱し、天正三年正月十一日、長尾顯景を改め、上相彈正少弼景勝と任官改名した。

撰吉日良辰、改名字、官途上相彈正少弼與成之候、彼官途者、先 公方様(足利義輝) 江深忠信之心馳依有之、被仰立被下候條、不安可被思事、目出度候、恐々謹言。

正月拾一日 謙信（花押）

長尾喜平次殿

任今日吉日、改名兼景勝與可然候、恐々謹言。

正月拾一日 謙信（花押）

上相彈正少弼殿

上杉
文書

謙信は景勝を愛し、現に上杉家の家寶たる伊呂波盡の折本の如きは、景勝の爲めに自ら認め
たものであり、又、永祿五年二月十三日、關東陣中より、自筆の手本を送つたこともあると言
はれ、景勝の教育には非常に注意をして居られた。

景勝が坂戸城より春日山に招致された年次は判明しないが、元龜年間に改名した謙信といふ署名花押ある喜平次（景勝）
宛の十月十日上杉古文書に、入心細々番信喜入候、隨而愛元さへ雪斷而降候間、信州境定而可爲深雪候條、身之馬廻召連
早々可被越候、愛元者彌可然候、此儀老母江可申候、以上」とあるから、元龜の初めには未だ老母と共に坂戸城に居つた
のである。然し元龜三年九月十八日謙信署名花押ある山吉孫次郎・川田對馬守・北條下總守・專柳齋・長尾喜平次五人連
名宛の春日山守備嚴命の文書（歴代古案）があるから、元龜三年には春日山に移つて居つた事は確かである。

天正三年正月、景勝の任官改名後、家臣が、謙信を殿様又は御實城様と呼び、二の丸に在る

景勝を中城様と稱して居つたところを見れば、之と對立する景虎が他にあつても景勝が謙信の
後嗣なる事は無論疑ふべきものがなかつた。（上杉謙信傳
景勝卿記）

天正六年

天正六年三月九日謙信は卒中發病、十三日急逝した。會々翌々十五日、愈々大軍を帥ゐて出
征し、先關東を鎮撫し、後顧の憂を絶ち、然る後ち上洛せんとし、歴代古案分國の諸將を糾合せ
際として、春日山上下、及び其の附近に充滿した是等の將士は、此の突然の訃を聞き、皆茫然と
して適從する所を知らざる有様であつたが、上杉氏の宿將等は、若し景虎を嗣とする時は、謙
信の遺業は皆北條氏の蹂躪する所となるを慮れると共に、景勝は謙信の最も近い血統であり、
沈勇にして將帥の器であつたから、之を擁立し事態の收拾を圖るに決した。

謙信の死因に關して、彼は厠中にて信長の刺客の爲めに刺されたとの説をなすものがあるが、訛傳である。
事實は虫氣即ち腦溢血である。傳ふる所に依れば、謙信は厠中に在り卒然發作が起ると同時に言語を發する
事が出来なかつたが、意識は明瞭で、直江景綱の寡婦が枕頭に近づいて、御跡目は誰なるやと尋ねたのに對

して、只瞠目するのみであつたが、景勝なるやと問ふた時には首肯したと云ふから、右半身不隨意の腦溢血であつたに相違ない。

けれども景勝の寡黙沈勇に比し、景虎の温順なる性質は個人的好感を持たれ、又、其の室が景勝の實妹である關係もあつて、當時御館に隱棲してゐた舊管領家上杉憲政も景虎の庇護者であつた上に、小田原北條氏の背後に在る等の理由から、好悪又は利害關係を以て之を援ける者も亦頗る多かつたのである。時に景勝は二十四歳、景虎は二十五歳であつた。

是の時兼續、年僅かに十九、固より宿將等に伍して堂々規畫することは出来なかつたとしても、朝夕景勝の左右に侍し、天成の機略英才はよく謙信の一舉一動に學び、國政の機微に通じ、景勝嗣立の後に其頭角を顯はし、爾後君臣水魚の交りは、全く文字通りに、世を終るまで變らなかつた。

兎に角、宿將等に奉戴せられた景勝は直に謙信の遺式を嗣ぎ、在邑諸將及び四隣聯邦に報じ、又一般の祝賀を受け、國中に號令した。能登の守將鯨坂長實の如きは景勝の旨を奉じ、同十八日に諸將を召集して謙信の死去を告げ即座に誓書を徴し、十九日之れを越後に報じた。

渡部文書 又三月廿四日景勝が、越中の小島職鎮、石黒成綱等に書を與へて謙信の死去を報じ、且上杉家記

つ、其遺言により、實城に移つた事を告げた消息其の他を見ると最も當時の事情が知れる。

態用一書候、爰元之儀可心元候、去十三日、謙信不慮之虫氣不被執直、速行、力落令察候、因茲遺言之由候之而、實城へ可移之由、各強而理候條、任其意候、然而、信關諸堺無異儀候、可心易候、扱亦、吾分事、謙信在世中別而懸意、不可有忘失儀、肝要候、當代取分可加意之条、其心得尤ニ候、猶喜四郎可申候、穴賢とよ、

追啓、謙信爲遺言、刀一腰、次吉作秘藏、尤候、以上。

三月廿四日

景勝(花押)

小嶋六郎左衛門とのへ

大日本古文書
上杉家文書

態用一書候、爰元之儀可無心元候、去十三、謙信不慮之虫氣、不被取直、遠行、力落令察候、依茲遺言之由候而、實城へ可移之由、各強而理候條、任其意候、然而、信關諸堺無異儀候、可心易候、扱亦、吾分事、謙信在世中別而懸意、不可有忘失儀、肝要候、當代取分可加意之条、其心得尤ニ

候、猶喜四郎可申候、穴賢とよ、

追啓、謙信爲遺言、刀一腰吉景遺候、秘藏尤候、以上。

三月廿四日

景勝

(石黒成綱)

石黒左近藏人とのへ(越中國木
船城將)

歴代
古案

態啓述、仍去月十三、謙信不慮之煩、不被取直、遠行、恐怖可有御察候、尔而任遺言、景勝移實城、萬方仕置等、謙信在世ニ不相替申付候、可御心安候、扱亦其國別而深重之筋目、淵底見聞、當代猶以不可有別儀之条、弥入魂可爲快悅候、隨而見合候之条、具足一領申一劍進之候、猶兩使可申候、恐々謹言。

追啓、雖無見立候、寒物一ツ進之候、御自愛可爲喜悅候、以上。

(天正六年)
卯月三日

景勝(花押)

蘆名四郎殿

大日本古文書
上杉家文書

御書趣精拜領、抑今度 謙信様御他界、乍恐萬民之浮沈此時候、然而被任御遺言、即御實城江御移、各御馳走、千秋万才御目出奉存候、隨而愚入事、奉對 御當代急度可走廻由被仰下候、如斯被入御手、御詫云、惣體別心無之云、自今以後、無二可抽忠信存意候、委曲之旨、相澤左馬亮方へ申達候由、可預御披露候、恐々謹言。

(天正六年)
四月廿日

本庄入道

全長(本庄
繁長)

景勝
細記

吉江喜四郎殿

爲代替御祝儀、青銅百疋贈給候、長悅之至候、猶目出彌可得貴意候、恐々謹言。

(天正六年)
卯月廿二日

景勝

雲洞庵

貴報

雲洞庵
文書

かへて大體の規模は定まつたが、謙信卒去の報が傳はると、四疆の風雲甚だ平かならざるものがあつて、會津の蘆名盛氏は先づ大に悦び、三月廿六日、小田切孫七郎に探報を命じ、伊佐早

小國の地より越後に侵入したが四月十六日撃退せられた。平等寺藥師堂内題書 又織田信長は三月廿七日謙信死去の風説を羽柴秀吉に告げ、佐々權左衛門長秋を越中に遣はし、四月三十日、在越中の上杉氏の守將河田長親を誘ひ、其の部將若林助左衛門を通じて、本國近江の地を與ふるを以てしたが拒絶せられた。黒田文書、歴代古案、上杉家古文書、上杉家記

是より先、景勝、國內に號令するに至るや、景虎自ら平かなる能はず、近侍の諸士も或は所縁に依り或は恩賞を賭けて同志を誘引したので、國中兩分し、又向背不明の族もあつて、恰も鼎の沸くが如き有様であつたが、五月十三日、景虎遂に城を出で、上杉憲政の居城御館に入つた。歴代古案、景勝一代略記

景虎の生家北條氏政は、武田勝頼(景虎と勝頼夫人とは共に氏政の弟である)に請うて、景虎を援けて兵を信越國境に出ださしめ、景虎又これを五月廿九日芦名盛氏に報じて其の後援を請うた。歴代古案

かくて勝頼は出兵したが、自己を誘つた氏政は約に背き、出兵却つて少ないので、是れは氏政が武田・上杉兩家を戦はしめ、兩者の疲るゝを待つて漁夫の利を占め、兩國を略奪せんとの奸策ならんと疑ひ、六月七日、景勝の申入れを應諾して和議を結び、互に誓書を交換するに至

り、二十二日信濃長沼に陣し、尋で、越後に入り、藤卷原(中頸城郡春日村藤卷)に進み、後退して大出雲原(中頸城郡新井町小出雲)に屯し、二十三日越府に出馬滯陣して逆に景勝と景虎との和親を媒介した。かく

て勝頼の提議功を奏し、一時的に兩者の和平は成つて、景勝は之が斡旋の謝禮として、秋山式部丞を使者とし、太刀一腰包馬一疋毛並青蚨千疋を贈り、勝頼も之に答書してゐる。併し此の和平は暫時にして破れ、勝頼は九月二十八日軍を率ゐて甲斐に還つた。景勝一代略記、歴代古案、越後古實聞書

是より先き、景勝は、上野國厩橋城主北條輔廣及び其の子・景廣を他意なきものと信じたが、後ち其必ずしも然らざるを察知し、關東と越後の往來を禁じ、六月八日大に之を詰つた。

九月北條氏政が北條氏輝を將として再び景虎に援兵を送るや、輔廣父子は愈々其旗幟を明かにし、景廣を嚮導となして、上野より三國越を経て上田庄に入り、樺澤城(南魚沼郡)を本據として、坂戸城を攻め、嫡子景廣及び篠窪出羽守をして御館に赴援せしめた。又北條氏の兵は寺尾・藪上・坂木・浦澤を攻撃した。河井氏聞書、登坂文書、志賀横太郎所藏文書、歴代古案、景勝一代略記、小野寺文書

御館亂勃發するや、大場等に於て兩軍數々戦ひ、又國內所々、特に上田・廣瀬・妻有・中越方面及び三條・枋尾等に於て、兩黨交戦し、互に勝敗があつたが、決戦に至らずして年を越え

た。

天正七年

天正七年二月朔日、景勝、大軍を發して御館を撃たんとするや、府内の來迎寺に營する北條景廣は、倉皇馬を馳せて御館に入らんとしたが、途中、荻田孫十郎長繁に槍を以て刺され、重傷を負うて城内に入り遂に斃れたのであつた。景廣は驍勇を以て聞え、御館上下の信賴する所であつたので、是より景虎方の士氣大いに衰へ、逃亡する者相次ぐに至つた。歴代古案、別本歴代書、志賀横太郎所藏文書、景勝一代略記

上杉年譜、伊佐早文書、中山小太郎所藏文書、志賀横太郎所藏文書、景勝一代略記
けれども景勝方にては、未だ景廣の死を知らなかつたが、越えて一兩日、兼續は物見として城外に至り、會々御館に赴く禪僧を捉へ、その景廣の葬送に會せるものなるを知り、具に之を上申したので、荻田は拔群の功を録せられ、若年の身を以て武者奉行に拔擢せられたといふ事である。上杉年譜、頸城郡誌稿 勿論兼續も好情報を得て大に面目を施したことであらう。

御館にては勢日に窘まり、北條氏の援軍も其望なきに至り、豫てより之に同情した管領家の

上杉憲政は、和議の爲め、自ら景虎の幼兒を携へ、春日山城に向つた途中、四屋にて守兵の爲めに殺されたので、媾和の計畫も晝餅に歸した。景勝一代略記、上杉家記

景虎はそこで、先づ信濃に逃れんとし、四屋を経て藤卷原に至つたが、城兵の追撃益々急にして従兵殆んど戦歿したので、僅かに身を以て鮫ヶ尾城に逃れ入つた。城主堀江宗親は之を助けて籠城すると號したが、もと／＼已に景勝に内通してゐるもの故、火を放つて寄手を誘ひ、爲めに城陥り、景虎は自刃した。實に天正七年三月二十四日である。景勝一代略記、上杉古文書、歴代古案

景虎の亡ぶるや、景勝は先づ大いに將士の戦功を褒賞し、且つ、亂後の整理を行つた。上杉年譜 又武田勝頼との和親を進め、勝頼の誓書を求めたるを諾して、八月二十日之に答謝し、勝頼も早速同盟の誼を明かにして九月十七日、書を送り、伊豆侵略を告げ、左の條書を以て、協力を商議した。

覺

一、貴國御備之様子、近日者如何候哉事。
(越中)(能登)
付奥郡並越能事。

一、當口備ノ事。

付條々。

一、關東御計策事。

以上。

(天正七年)
九月十七日

春日山く

(武田勝頼)
(朱印)

大日本古文書
上杉家文書

十月二十日、景勝は昨天正六年十二月二十三日婚約せし武田氏菊姫と婚した。菊姫は信玄の女にして勝頼と同腹の妹である。上杉家古文書 景勝一代略記此の事より勝頼は、景勝の求めに應じて誓書を納れ、景勝、亦使を伊豆陣中に遣はして、勝頼を存問したので、十一月十八日、勝頼之に答謝した上杉家古文書が、御館亂の上杉家に及ぼした影響は頗る大で、上杉氏は上野・信濃を顧みるの暇なく、西上野及び信濃は、全く武田氏の手に至つた。

天正八年

去歲景虎の亡ぶるや、其餘黨本庄秀綱は枋尾城に、丸田周防守は藏王城に、丸田掃部助は見附城に、丸田伊豆守は大茂城に、神餘親綱は三條城に、長島右衛門は栖吉冨山城に據つて頑強に抵抗し、與板・黒瀧等の諸將と相戦ひ、互に勝敗あつて雌雄を決するに至らず、天正八年を迎へたので、正月十一日景勝は黒瀧の將村山善左衛門に書を與へて其戦功を褒し、且つ之を激勵し、又今年は必ず出馬討滅すべき旨を告げ、楠川出雲守將綱を援軍として差遣した。歴代古案、上杉家記
閏三月、織田信長は其の將柴田勝家等を加賀に侵入せしめて、其の廿四日文書を以て、再び越中の守將河田長親を誘ひ、更に同廿六日、佐久間盛政・中村宗教・山中長俊をして直接之を勧誘せしめたが、長親之を拒絶した。

加州凶徒等爲成敗、令出馬、方々申付段、可有其間候、然而金澤一城候、是又則時可相果候。今(河田豊前守長親)般河豊備可有如何旨、尋遣候、北陸道平均之基此時候条、有異見、以無二之覺悟、被戮手候様ニ才覺專一候、於被抽忠功者、以來御身上之儀、某請取申候、於巨細者口上相含、差越山中久

藏候、猶佐久間玄蕃山中橋内可申候、恐々謹言。

(長俊)
(天正八年)
閏三月廿四日

柴田
勝家

山田修理亮殿(河田長親部將)

若林宗右衛門殿(同上)

伊佐早謙所藏
讀史堂古文書

四月三日、景勝は御館の殘黨を平げんが爲め、春日山城を出發して中郡に向ひ、藏王・枋尾・三條等の諸城を攻め、四月二十二日、枋尾城を陥れ、五月十八日、三條に勝ち、五月下旬歸陣し、六月二十二日、再び出馬して三條城を攻め、七月七日、之を陥れ、同十三日枋尾に至り仕置普請を命じ、數日後春日山に歸り、大に戦功者を褒賞した。兼續も此の時の論功行賞によつて、七月十七日河海の諸役免除船一艘を給與せられた。景勝一代略記、上杉年譜、上杉家記、隨得隨錄、歷代古案、別本歷代古案、若月文書、免船壹艘海河共に出之置候、於諸關諸浦不可有其煩候也、仍如件。

天正八

七月十七日

景勝

樋口與六殿

別本歷代古案

かくして、景勝嗣後始めて國內が平定したので、將士の賞與も行はれ、武田勝頼は、賀儀として、釧・馬を贈つた。

今度爲始枋尾・三條其國無殘所御靜謐誠御武勇之至、無比類候、仍太刀一腰吉光馬一疋鹿毛進之候、表祝儀計候、恐々謹言。

(天正八年)
八月六日

大膳大夫勝頼(花押)

謹上 上杉殿

大日本古文書
上杉家文書

兼續が初めて公書に署名するに至つた年月は判明しないが、今回の論功行賞に當り、佐藤庄左衛門、及び皆川式部丞に與へた知行狀が始めではないかと思ふ。

今度知行之儀、加藤二郎三分可被下之由、被仰出候、被成御朱印者也、仍如件。

天正八年

(景勝)
朱印

樋口與六

兼續

八月十五日

上杉家記

佐藤庄左衛門殿
今度知行之儀、穴澤七右衛門之内可被下之由、被仰出被成御印判者也、仍如件。

天正八年

(景勝)
朱印

樋口與六

兼續

八月十五日

皆川式部承殿

上杉家記

かくて、國內稍々安定し、武田氏との協定も成立したので、十月一日には景勝、越中に向て出陣し、二日能庄(西頸城郡)に次し、書を春日山留守將黒金景信等に與へ、越中の守將河田長親より、松倉表(越中)の敵は退散したが、急速の出兵を待つとの事であると告げ、且つ、守備を嚴にするこゝとを命じた。會々、河隅忠清の邸失火の報を受け、四日再び景信等に書して、其の緩怠を詰責した。別本歴代古案、歴代古案

同月十二日、武田勝頼は、關東諸將の求に因り、上野に出馬して諸城を陥れたが、北條氏政は戦はずして退き去つたことを景勝に報じた。上杉家古文書

之より前、芦名盛氏卒し、今月廿八日其養子盛隆遺物を贈つたので、景勝之に答へ、越中境の地に出馬せる爲め、遅延せることを謝し、又先代同様懇親を結ばんことを告げた。歴代古案

十二月十四日、景勝は長井昌秀を甲斐に遣はし、攻守同盟の條目を、武田勝頼に啓申せしめた。上杉家古文書

覺

- 一 上口御刷之様子承度之事。
- 一 越中(能登)能備之事。
- 一 當國奥郡仕置之事。
- 一 河田(長親)豊前守手前無力之事。
- 一 大途之弓箭
- 一 弓箭太躰取延度事。條々口上。
- 一 根知(越後)之事。
- 一 來春越中表於出馬者御助勢之事。

以上

極月十四日 (景勝)
朱印

甲府へ

大日本古文書
上杉家文書

天正九年

天正九年三月一日 景勝は越中に出陣し、九日松倉城の河田長親を率ゐて越中小井手城に織田信長の兵を攻圍した。加賀・越中の一向一揆亦之に應じたが、信長は神保越中守長住・佐々成政等に命じて、大軍を以て同城を援けしめんとしたので、二十四日、遂に松倉に退陣した。

伊佐早文書、景勝一代略記、信長公記、當代記、小瀬甫庵信長記、

四月八日、景勝、魚津城に在り、松倉城守將河田長親が去る四月二日病死したので、是の日、魚津城將山本寺景長・中條景泰・竹俣慶綱・吉江宗信等をして松倉城を守備せしめ、尋で、番將を派遣して、五月廿八日警備の掟を定めた。歴代古案、上杉年譜

十五日、景勝は越中松倉・魚津兩城の守備を修め、質を徴して、越後に歸つた。歴代古案、上杉年譜

五月四日、越中願皆寺城の守將寺崎民部左衛門盛永能登に死し、是の日、其の家臣小野大學助・大貝采女等七尾の菅屋長頼に内應したる事實、並に瀧山城は自ら火を放つて城將寺嶋神介、其弟牛之助退去の由を探知し、五月六日、松倉番將田中大藏少輔尙賢・丸田掃部助俊次・安部

右衛門政吉等より、之を兼續に報じた。上杉家古文書

九日、景勝、使を以て芦名盛隆を存問し、且つ佐竹・伊達兩氏及び越中の事に就いて計議をなした。上杉家古文書

(岩代カ) 一 田村口、追日被屬存分之由珍重之事。

一 佐竹へ彌御入魂、肝要之事。條々口上

一 越中表、備堅固之事。

付伊達之事。

以上。

(天正九年) 五月九日

(芦名盛隆) 會津へ

(景勝) 黒印

十七日、武田勝頼、使を遣はして景勝を存問し、且つ新發田重家・北條輔廣の事、其他に關して計議をなした。勿論、此以前にも、勝頼は、屢々使を以て存問したのである。上杉家古文書

一、今度至越中有御出陣、每篇被任賢慮之由、珍重候事。

一、貴國奥郡事。

付、新發田事。
(重家)

一、上方事。

一、連々申置候、北條事。
(輔廣)

一、越中金山事。
(神保氏)

付、加能事。

一、河田弟計策之儀、巷説事。
(河田長親)

一、房州事。
(里見氏)

一、義重、奥口無殘所、被屬本意事。
(佐竹)

一、遠州表事。

(天正九年)
五月十七日

春日山

(武田勝頼)
(朱印)

大日本古文書
上杉家之書

二十日、上條宜順は、景勝の命に依つて、松倉城に至り、黒金景信等と商議して守備の方法を定めて、廿二日、これを兼續に報じた。上杉家古文書

六月三日、松倉城守將上條宜順は黒金景信、山田修理をして西表の敵状を探らしめ、佐々成政・寺崎喜六郎の動靜を兼續に報せしめた。

是より先、新發田重家・五十公野道壽齋等は、御館亂の恩賞、其當を得ざるものありと憤つて春日山城に出仕せず、或は新潟津沖之口運上を横領した。そこで新潟の主竹侯慶綱は、天正九年六月一日に至り、景勝に請うて之を回復せんとし、泉澤久秀に其の斡旋を依頼したことがあり、上杉古文書 當時重家は歎を織田信長に通じてゐたので、信長は此の月十六日越中の將某に報じて、海上の連絡を計らしめた。其の次第は左の文書に依つて明かである。此の文書には宛名の部分が闕損してゐる。それで、越佐史料は、越中の神保氏なりとし、景勝卿記には、佐渡の羽茂參河守ならんとしてある。

越後國新發田因幡守事、此方忠節候、然者、鷹馬以下海上通路之儀無相違之様馳走專一候、猶佐々内藏助可申候也。

直江兼續傳
(天正九年)
六月十五日

宛名切取

(信長)
朱印

木村正辭
所藏文書

二四

景勝は、重家と信長との通款を知るや知らずや、新發田氏の叛意は明かであるとして、常に彼の動靜を探報せしめ、蒲原郡木場の地に寨を築き、(友重) 蓼沼藤七・(景長) 山吉玄蕃をして之を守らしめ、嚴重に警戒せしめて居つた。蓼沼(新發田征伐は、特に一) 文書(章を設けて之を詳述す)

六月廿七日、菅名長頼等が景勝の屬將遊佐續光を七尾城に殺したので、其黨温井景隆・三宅長盛等は、越後に逃れた。總見記、伊 佐早文書

七月六日、信長が越中木舟城將石黒左近等を近江長濱に誘殺したので、吉江宗信等は木舟城を退去した。總見記、越登加三州 志、上杉家古文書

十四日、越中の番將黒金景信等は加賀、能登の敵狀を兼續に報じ、景勝の速に出馬せんことを請うた。上杉古 文書

十七日、景勝は蓼沼泰重・小倉伊勢守等に命じて、越中魚津城を守らせ、大石芳綱をして同城及び松倉城を監視させ、又兩城に制札を掲げて盜賊を戒めさせた。上杉 年譜

是の日、景勝は、能登・末森城將土肥但馬守の書狀に答へ、使僧下間法橋等と協力して當秋

越中出馬の時を待たしめた。温古 足徴

八月十二日、武田勝頼は景勝と重家との間を調停せんことを山崎秀仙に告げた。伊佐早文書、 上杉家古文書

こゝに兼續の身上に一大變轉があつたといふのは、九月一日(藤林年表は九月九日、上杉年譜は十月 朝日、上杉家記には九月朔日とある)

春日山城中に於いて、直江信綱と山崎秀仙と對談中を、毛利名左衛門秀廣が突如と入來り、拔打に秀仙を斬つた。偶然居合せた信綱は大いに驚き、刀を抜いて之を撃ち、爲に秀廣は顔に疵を蒙つたが、直ちに反撃して信綱を斃した。そこで岩井信能は當直の土登坂廣重と走せ來つて秀廣を斬殺した。秀廣は、御館亂以來勳功頗る多かつたが遂に勸賞の沙汰なきは、専ら秀仙の奸佞君聽を蔽塞するに依ると思惟し、この兇行に出たのであり、信綱に對しては固より何等の敵意もなかつたのであるから、この不慮の兇刃に倒れたのは如何にも氣の毒の次第であつた。

そんな譯で、直江家は累代忠信の名門であるのに、信綱に子がなく家名の絶へんことを惜しみ、景勝は直江家の直系である信綱の寡婦に配するに兼續を以てしてその名跡を襲がしめた。

上杉古文書、竹田久太所藏 文書、上杉年譜、上杉家記而して、同年十月三日兼續宛の黒金景信の書狀には樋口與六とあり、同年

霜月十九日兼續宛須田滿親の書狀には直興とあるから、兼續の直江家相續は同年十月三日より十一月十九日の間に行はれたに相違ないが、はつきりした時日は分らない。大日本古文書 上杉家文書

御館亂以後兼續の才能は既に斷然頭角を現はしてゐたのであつたが、これ迄専ら政務に參與して居つた直江信綱と山崎秀仙とが一時に斃れたので、狩野秀治と共に拔擢せられて政務に參與するに至り、その驥足を伸ばす機會を得て名勢益々騰がり、國內は勿論信濃・越中・加賀等に在城の諸將よりの音問・贈答・報告等は概ね兼續の手を経て爲さるゝに至つた。

九月六日、柴田勝家は越中神保長住・長尾景直に明春には織田信長の出援あるべきを報じ、且つ唐人清房を誘ふに利を以てした。川邊氏 舊記

八日、佐々成政が越中勝興寺佐運を攻めたので、佐運は松倉城番將黒金景信に書を送つて景勝の出馬を請うた。上杉古文書、歴代古案

十九日、越中の將寺島牛助盛徳等は書を須田滿親等に送つて援を請うた。歴代古案

是より先、足利義昭、毛利氏に據り、毛利輝元は景勝及び本願寺光佐等と約し織田信長を討滅して義昭を京師に奉せんとしたが、光佐は勅命に従ひ閏三月五日信長と和し、毛利氏は振はな

いので、九月廿九日義昭は書を上條政繁(宣順)に與へ、景勝に勸めて北陸の衆を統べ毛利氏に協戮せん事を令した。上杉家記

十月二日、信長は能登を前田利家に附與し、是の日利家七尾城を治した。信長公記、金澤前田家譜

十月三日、景勝五ヶ山衆に告ぐるに、武田勝頼と謀つて越中に出馬せんとするを以てし、

又、同日松倉番將黒金景信より、其方面は現状維持の方針であるといふ報告を受け、尋で板谷修理亮を同城に差遣はした。荒木文平所藏文書、上杉家古文書

十五日、信長は富田左近將監(吉名氏)に答報して、越中・能登を平定し、將に越後に侵入せんことを告げ、且つ本庄・高梨等と共に之を周旋せしめた。所藏者未詳文書、越佐史料

十一月十九日、越中の須田滿親は景勝の命を體し、専ら守備に力を盡すべき旨を兼續に報じた。歴代古案

天正十年

天正十年一月三日、景勝は須田滿親より越中安城城開城の報を得、長沼の武主決定等信濃方

面、及び越中等の處置、其他下郡方面の事に關して、上條宜順に諮問し上杉家古文書 同十日、書を色部長眞に與へ、本庄繁長と議して新發田重家に備へしめた。上杉年譜 然るに此の月、重家は新發田城に據り、又新たに新潟に築き、遙かに信長に應じたので、景勝は篠岡(北蒲原郡) 木場(西蒲原郡) の諸將をして大室(北蒲原郡) の地に之を撃たしめ、廿七日之を褒した。上杉年譜

二月、越中の守將須賀盛能・秋山定綱等より信長の兵來襲の形勢を報じ出征を促がし來つたので、上條政繁(宜順) 等先發せしめ、中旬には、景勝自ら出馬すべき旨を告げ、其の準備を急がしめた。上杉家古文書

同月十日景勝は越中の唐人清房神保信包の服屬を褒し信包には越中奥田等の地を知行せしめた。又、兼て使を越中の城端瑞泉寺等に遣はして來屬を勧めたのに對して、是の日、越中境城將黒金景信は兼續を経て、瑞泉寺の服屬を告げ、且つ、須田滿親の希望として、舊冬以來信長と絶したること必定なる飛州衆(三木自綱等) へ速に直書を遣られん事を請ひ、又鹽屋筑前守父子及び越中城尾齋藤五郎次郎は我に屬せし故、彼等にも書を賜らんことを請ひ、且つ、越中西部の將士は景勝の出馬を待望することを報告した。川邊氏舊記、上杉家古文書

同月十七日、景勝は書を築地資豊に與へ、戦功あらば本領は勿論のこと、重家討滅後は采邑を増加すべきを約した。築地文書

同月十八日黒金景信・楠川將綱等は竹俣慶綱・小倉伊勢守・村山慶綱・齋藤朝信に敵安城(越中) へ人數五六百を移し戦備をなしたことを報じ、菅名綱輔亦、これを兼續に答報した。別本歴代古案、上杉家古文書

同月廿日、景勝は木曾義昌が武田勝頼に叛いて織田信長に應ずると聞き、勝頼に援兵を送らんとした。これに對して勝頼は書を送つて答謝し、且つ義昌を撃破したが、下伊奈(信濃) の地下人(信濃) 之に應じて蜂起した故、速に二三千の援兵を送られんことを請うた。上杉文書二、上杉殿宛勝頼書狀

同月廿六日、會津城主菅名盛隆は、須江大隅守を遣はし、書を遣つて交誼を堅くし、且つ景勝に勸むるに新發田重家と和睦せんことを以てし、又重家が許にも松本左馬助を遣はした。

上杉古文書、上杉年譜、伊佐早文書、歴代古案、林泉寺文書

同廿八日、景勝は須田滿親に書を遣つて、海路越中に出陣して彼を援助せんとしたが、果たし得なかつたことを報じ、なほ、これを激勵した。阿波木村文書

三月二日、信濃表の將士が勝頼に背いたので、是の日、勝頼は河野因幡守家昌等に命じて長

井昌秀を通じて景勝に加勢を請はしめ、かつ幸に下伊奈口の戦に於ては大いに敵を破り、大勝を得たことを報告した。上杉古文書

三月初め、織田信長が大軍を率ゐて武田勝頼を甲斐に攻めんとするといふ報告が到達すると、勝頼は直ちに援を景勝に請ひ、景勝は之を承諾し、それらの手配を整へ、齋藤朝信の出陣遅滞を責め上條宜順に命じて出發を促がさしめ、又、先づ松本房重・水原滿家・新津勝資・竹俣房綱の四將を出立せしむべきことを命じたので、此等の諸將は三月五日には(信濃國本體)むれに至つて、齋藤朝信及び千坂景親の命令一下を待つた。景勝は大いに焦慮し、其他の請將を合せて、十將を信濃長沼に差遣して勝頼に聲援したが、同日、信長は近江安土を發し軍を甲州に進め、又七日、其子信忠・瀧川一益を先鋒として、信濃上諏訪口より甲州に亂入せしめたので、勝頼は毎戦利を失ひ、遂に三月十一日、甲斐天目山の田野に於て父子共に自刃し、武田氏は茲に滅びた。當時上杉氏は、國內には、新發田重家の叛亂あり、國外に於ては越中方面に織田氏の壓迫加はれる際であつたので、武田氏の爲に兵力を損するを慮り、景勝の熱心にも拘らず、上條宜順等が故意に上杉兵の進出援助を遅延せしめて其期を失せしめたものと思はれる。信長公記、上杉古文書、源

代古案、上杉文書、福王寺文書、信長記、惣見記、上杉年譜

天正十年は實に上杉氏の一大受難期であつて、常に景勝の左右に在つて専ら參畫の任に當り、敵國の動靜を悉知してゐた兼續が、景勝に忠誠を誓つた信濃飯山城將岩井信能に宛てた血判の起請文は、如何に純忠の彼が其の主家の興廢に焦慮したかを物語るものである。岩井文書、上杉家記

敬白天詞起請文

一今度信申無正體罷成、既に當國御難儀相植付而、貴所御事無二無三可有御奉公與之御心中、誠ニ御頼母敷共、難裁筆頭候、若御世上被任御素懐候者、隨分可及御取成事、一如斯以誓詞申合候上者、浮沈共可爲一趣事、一貴所某間之以佞説如何様ニ申妨候共、全不可有信用候事、

以上

此旨於偽者

○神名略ス

仍起請如件

天正十年三月十三日

岩井民部少輔殿

兼續(花押)

岩井
文書

四月一日、上條政繁(宜順)は、景勝に勸むるに本庄繁長に再度の使者を遣はして新發田方面の事に奔走せしむべきを以てし、又重家との交渉、越中方面の處置及び信州口のことにつき、種々意見を上申した。上杉家
古文書

二日、景勝は信州長沼城を略取せしめた。藝沼
文書

五日には織田氏の將森長可は武田氏を滅ぼせる勢に乘じ、進んで信州海津城に鎮し、稻葉貞通は飯山に陣した。信長記、
惣見記

十一日、上條宜順は信濃方面の状況を兼續に答報し、尋で、景勝其守將等の勞を慰めた。史讀
堂文書

十三日には越中魚津城の危急を告げ來り、廿二日になつて、城將山本寺景長等の十二將が連署して、決死の覺悟を兼續に洩らし、景勝に披露せられんことを申し出た。

此の如く、信濃よりは、森長可、將に國境を冒さんとし、又、上野國よりは、瀧川一益の魚

沼郡上田に侵入せんとするあり、能登は前田利家の治下となり、越中に在つては木舟を失ひ、魚津城は危急を告げ、國內に在つては、信長に通じて新發田重家の叛亂があつて、上杉氏は實に累卵の危きに瀕した状態であつた。加ふるに、會津の芦名盛隆は、陽に上杉氏に修交し、陰に新發田重家に應援するのみならず、又、竊かに織田信長に通款し、其の將金上盛備をして五月廿九日書を上野厩橋城に在る瀧川一益に送らせ、信長に忠誠を誓つた事實坂田
文書もあつて、上杉氏は四面楚歌の内に在つた。左に示す本庄繁長が伊達輝宗に送つた書狀と、越中魚津籠城の諸將よりの來狀を一讀すれば、當時の上杉氏の窮狀と、魚津籠城諸將の悲壯なる決意とを窺ふことが出來よう。

態令啓上候其已往遙々不申達候相似如在迷惑候仍諸口御分國御安全從何以可然奉存候此表之事先以靜ニ候間乍恐可御心安候隨而上口之儀定而兼日可有御傳聞候去年已來能登加賀越中(景勝)信長江依致一變去穰之時分者當國境目近敵相動候之條味方中之備此則候依之舊冬從府内少弼(景勝)如被申越者以國一統今度之大敵可相防候之間野拙事拋萬障此般之轉可爲肝要由深被申分候國並之儀与云愚息府内ニ差置与云依難默止揆抄之致

返答候、其刻早々雖可得貴意候、已月迫無余日候處、殊上口之備ニ付而、使相急罷登之間、不申上事、背本意候、縱世間之儀、如何様ニ成行候共、拙者御當方馳走之儀、不可相替候、猶委曲遠藤山城守へ申宣之由得御意候、恐々謹言。

追而任現來、(鮑)地百井榮螺百令進上之候、已上。

(天正十年)
卯月十六日

雨順齋

全長(花押)

(輝宗)
米澤江

参人々

大日本古文書
伊達家文書

當月五日同十一日之御書御兩通、昨夜戌刻自松倉到來、謹而奉拜見候、仍當地之儀、最前如申上候、壁幾ハ迄取詰、夜晝及四十日、雖相責申候、到今日迄相抱申候、此上之儀ハ各滅亡与存定候、此由可然様ニ御披露奉頼候、恐惶謹言。

(天正十年)
卯月廿三日

中條越前守

景泰



竹俣三河守

慶綱

吉江喜四郎

信景

寺嶋六三

長資

蓼沼掃部助

泰重

藤丸新助

勝信

龜田小三郎

長乘

若林九郎左衛門

家長

石口采女

廣宗

安部右衛門

政方

吉江常陸入道

宗信

山本寺松藏

景長

直江與六殿

歴代
古案

此の如く、信濃・越中方面の情勢の切迫せる際、新發田重家は盛に突進を企て活動して居るのである。

爰に於て、景勝は諸將士を府内に徵集して軍議し、此難局を打開せんと凜然たる決意をなし、このことをまた常陸の佐竹義重に報じたのである。

遙久絶音問本意之外候、併萬方取籠故乍存打過候、全不可被處疎遠候、仍甲州之儀、無是非次第候、依之當方可無御心元之條申述候、上口信州表仕置手堅申付、諸圖段々ト置條、於時宜者可御心安候、次其表模様曾不相聞候、東八州之儀、勿論無其唱條、令承知度候、將亦、會津之儀、爲先代首尾不相替、此節入魂奇特千萬候、就中、景勝好時代出生、携弓箭、六十餘州、以越後一國相支、遂一戰可令滅亡事、死後之思出、景勝幅ニ者甚不相應候歟、若又、出萬死於令一生者、日域無双之可爲英雄歟、死生之面目歡悅、天下之譽、人々其羨可爲巨多歟、兼亦、常州之儀、頼朝已來承傳子細、今以可爲御同篇候哉、猶、彼僧可爲演說候、恐々謹言。

五月朔日

景勝

佐竹次郎殿

佐竹文書、
上杉年譜

此趣旨は、景勝好き時代に生れ、越後一國を以て、日本六十餘州に對し一戰を遂げ、假令、滅亡するも、死後の名聞、景勝の分際としては過分の譽れである。若し萬死を免れて一生を得ば、日本無双の英雄たるべく、生死何れにするも天下の榮譽、萬人羨望の的となるであらうと、窮境に在りて豪語せる越後男兒の骨頂、景勝の眞面目躍如たるものがある。

かくて佐々成政・前田利家等は越中を掃蕩し、大兵を以て魚津を圍み、落城旦夕に迫つたといふ注進が頻りに到着したので、景勝も意を決して越中に赴援し、陣を天神山に布いて決戦の機を窺つたところが、成政・利家等頗る自重し、砦を築き、堀を穿ち、防禦を嚴にして出でない故、對陣十數日に及んだが、森長可が信濃より國境を犯して襲來し、(中須城郡)關山・二本木に放火し、春日山城動搖したといふ報告を得て急遽軍を班すの止むなきに至つた。敵軍之を見て直ちに魚津に向ひ、濠を埋め、塙を崩し、多勢を恃んで力攻したので、城中は景勝の退陣により意氣沮喪し、且、糧食も缺乏することとて、花々しく奮戦した後、城將中條景泰以下十有二人、或は戦死、或は自刃し、城は遂に陥つた、時に六月三日である。さうして其前日の六月二日、京都本能寺にて織田信長は明智光秀に弑されたのであるから、もう數日若し奮勵努力落城を支へ得ば、是等忠勇の將士も再生の喜びを得たであらうと、嘆惜せざるものはなかつた。村田清左衛門覺書

當時明智光秀は織田信長の凌辱を憤り之を憚さんことを謀り、其の目的を達せんが爲め、四月下旬織田信長の上杉氏攻撃の最中に、密使を須田滿親に送つて通款し、河隅忠清が之を申啓

上杉古文書、景勝一代略記、上杉年譜、信長記、越登加三州志、前田創業記

した事實がある。(この文書は宛名闕失であるが、多分兼續に送つたものであらう)

先日者 御書被下候奉頂戴候、仍其表彌諸口被思召御儘之由、目出至極奉存候、然而、一昨二日御越河之由申來候、何方迄被出御馬候哉、昨今者一向ニ御左右無御座候間、無心元奉存候、隨而上口様子委不承候、一昨日從須田相模守方所化之者罷越、才覺申分者、自明智所魚津迄使者指越、當方無二御馳走可申上由申事候与承候、實儀候者、定自須田方直ニ使を上可被申候、將又推參至極申事ニ御座候得共、其元之儀大方御仕置被 仰付候之、早速被納 御馬兩州之御仕置被成之御尤由奉存候、此旨宜預御披露候、恐惶謹言。

追而申上候、兵部事萬端無調故、遲々申様に候、聽而致用意可罷立由申事候、已上。

河隅越中守

忠清

歴代古案 景勝御記

五月四日

信長が明智光秀に弑せられたとの報至るや、奮躍我境上に迫らんとせる織田の諸將は急遽退陣したので、景勝大いに喜び之を色部長真に報じ、且つ越中に出馬せんことを告げた。

態申届候、仍而上邊凶事依出來、越中に在陣候越前柴田、賀州、能州、越中之者共迄悉敗軍候、然間爲仕置可令出馬候、巨碎本庄彌七郎かたへ申届之候、定而可相達候、謹言。

六月八日 景勝

色部修理大夫殿

色部文書、別本歴代古案

六月十二日、景勝は京都の變を佐渡の將本間高季等に報じ、且越中・能登の諸將服屬せるに因り、其の仕置の爲め同地に出馬する旨を告げた。木間文書

六月十六日、景勝は唐人親廣が越中安城城を降したるを褒した。川邊氏舊記

六月十九日、越中の士湯原八丞國信は光秀の謀叛のことを越後に報じ、今や好機なりと景勝の越中出馬を促し、又佐々成政が來攻したが、之を卻退して大なる戦果を收めたことをも告げた。

乍恐奉啓上候、仍今度小田七兵衛并明地其外面々々七首色替、至下京信長父子討果申事、必然無疑御事候、就其兩度以飛脚申上候、致參着候哉、菟角此上之儀、於御出馬者、都鄙迄可屬

御本意目前候、彌御才覺相極申候、就中、今度自富山藏助人數入申處ニ、甚介寺中走合、遂一

戰申候、然處ニ兄弟共失利、少人數爲討申候、其以勢拙者陣所へ取懸申候之處ヲ、遂一戰、佐

々名字者共三人、其外百餘討取申候、於手前、聊無油斷御事候、此等之趣、可然様ニ御披露所仰候、恐々謹言。

湯原八丞

國信(花押)

大日本古文書
上杉家文書二

(天正十年)
六月十九日

見海主計助殿

六月廿日、景勝は信濃の將市川信處・河野家尙等が命に従ひ飯山の地を致たせるを褒した。

歴代古案

六月廿三日、越中在陣の須田滿親は、書を兼續に遺つて景勝の出馬を促がした。

御書謹而拜見、忝奉存候、仍而當表之儀、何も 御出馬相待見合立仕躰候、隨分計策油斷不

申候、子細之段、富永備中守如見聞可被申上候、此等旨、宜預御披露候、恐々謹言。

須田相模守

(天正十年)
六月廿三日

滿親(花押)

大日本古文書
上杉家文書二

直江々六殿

六月廿五日、是より先、越後に在つた能登の將溫井景隆・三宅長盛等は京都の變を聞き、能登石動山天平寺の僧侶と策動し、能登に歸つて荒山に築いたが、佐久間盛政の爲に攻められて

敗死し、尋で、前田利家は石動山を攻めてこれを平げた。中村不能齋所藏文書、越佐史料

六月廿七日是より先、景勝は信濃木曾義昌の動靜を探らせたが、是の日春日山の守將黒金景信・桐澤具繁は、義昌の深志城侵略及び上信濃の形勢を景勝に報じた。尋で、小笠原長時の舊臣等は長時の弟貞種を越後に迎へ、景勝の援を得て深志城を復し、義昌を逐うたのである。

大日本古文書
上杉家文書

此の日、松倉城守將須田滿親、越中弓庄城主土肥政繁の家臣有澤圖書助が其の主政繁を説いて景勝に屬せしめたことを賞して、同國高野の地を與へた。歴代古案

七月三日景勝は村山慶綱に命じて信濃海津城に進ましめ、尋で、齋藤朝信等の諸將に命じて、同城を守備せしめた。歴代古案

七月五日、根知守將楠川將綱・西片房家等、信濃小谷・仁科を略し、小谷の證人を徴したが仁科及び澤渡の證人は未だ受取らざる旨を景勝に報告した。大日本古文書
上杉家文書二

此の日、越中寺嶋全安・寺嶋信鎮・唐人親廣、鹽井職清・神保増也・神保昌國・齋藤信和等、連署して能登・加賀二國を併略するには最も好機であると説き、景勝の出兵を請うたのであ

歴代
古案

十七日、深志城主小笠原貞種は其甥貞慶と戦つて敗れ、城を致して越後に奔つた。越佐史料

是より先、森長可が信濃を退去すると、徳川家康、北條氏直等、各同國を侵掠したので、景勝は七月信濃に出馬して海津に陣した。時に徳川家康は上諏訪郡に出で、氏直は四萬餘の大軍を率ゐ、碓氷を越えて佐久郡に入り、三將鼎立して相對峙した。然るに曩に我に屬した故甲斐の將高坂昌信は(上杉家記には春日彈正とある)密に欺を北條氏に通じ、氏直の川中島に來るのを待つて呼應して起たんとしたのであつたが、景勝豫め之を知り、七月十三日、昌信の伺候するを待ち、捕へて之を誅し、兵を所在に伏せ、兼續及び其弟樋口與七(小國實頼)等三十餘騎を率ゐて鞍掛山に上り、敵の情勢を視察した。氏直その深謀あるべきを臆測し、且昌信の誅に伏せしを聞き、直に軍を班したので、景勝も川中島四郡の所置を終つて歸陣した。實は其兵僅かに壹萬に充たず、氣概を以て北條氏を壓迫したのであつた。上杉古文書、歴代古案、景勝一代略記、
上杉年譜、武徳編年集成、上杉家記

景勝信濃より歸り、兵を休むる事僅かに十日にして、八月廿日三條に至り進んで新發田を征した。此の城は加治川を負ひ、三方は深田にて、道は大手一筋のみであるから、平城ながら堅

固の要害である。依て、屬城各所の作毛を刈拂はせて威容を示し、軍を班さんとせる所を、城中より密かに追跡し、放行橋(或は放生橋)の隘路にて競起攻め掛つた敵兵に進退自由ならず、景勝大いに苦戦に陥り、安田上總は負傷し、水原左近、菅名但馬・上野九兵衛を始め殿軍の將士多く戦死したので、景勝は自ら旗下の兵を提げて決戦せんとしたが、兼續等之を諫止し殿戦して漸く敵を退け、軍を全くして十月四日歸陣した。景勝一代略記、上杉年譜、越後古實開書、宇佐美三代覺書、管窺武鑑、川邊氏舊記、毛利安田家譜、景勝卿記

九月四日、先きに佐々成政が越中の將士肥美作守政繁の我に歸するを怒り、其質子を殺し、且つ政繁を攻めんとする報が魚津に至つたので、是の日、景勝は書を政繁の部將有澤圖書助に與へ、須田滿親等と議して之を打ぐべきを命じた。上杉家記

九月五日、兼續は板倉式部少輔に書して、築地資豐の功を褒し、且つ、諸將と共に參陣を催促せしめた。上杉家記(第十章)

九月十九日、兼續は有澤圖書助に答書し、政繁の飛脚が到着して、日々防戦勝利を知り、且つ質子をも顧みずして無二忠信の奇特なるを、景勝大いに感褒せる事を告げた。寸錦雜錄、上杉家記

十月廿五日、兼續は豫て新潟への備として駐屯せしめた山吉景長・蓼沼友重に、本庄繁長よ

り申告せる築地方面の真相を探らせ、之を報告せしめ、又新潟(よりみ)寄居より追れ來れる足輕を庇護し置くは不慮の禍を惹起する虞ある故、速に之を追放せしめ、猶敵の動靜に付ては、細大洩さず、直に之を報知すべきことを命じた。岡本(第十章)文書(參照)

是より先、織田信孝・柴田勝家等は羽柴秀吉の權勢を忌み、互に嫌隙があつたので、十一月廿一日、足利義昭は備後より書を上條政繁・須田滿親等に與へ、景勝をして勝家と和せしめ、京都に出兵して秀吉を討たしめんとした。高山文書、讀史堂文書、須田文書、上杉家記

入洛儀對柴田修理亮申遣候處、則及請候、然者此節景勝勝家令和一統歸洛馳走候様、急度加異見者可爲神妙、猶昭光可申候也。(天正十年) 義昭

十一月廿一日華押

十二月晦日、兼續は山城守を允された、時に年二十三歳であつた。藤林年表 同日狩野新介秀治も讃岐守を允され、狩野氏家譜 天正十四年末頃迄は共に政務に執掌したが、十五年以後は全然兼續の獨裁となり、内治、外交、軍旅のすべてに其手腕を揮ふに至つた。藤林年表、狩野家譜 併し天正十一年二

三月頃迄は遠境將士よりの書狀には、直江與六又は山城守の宛名が相交つて居る。即ち天正十一年二月六日、長盛返書の宛名は、直江與六とあり、二月廿日、上條宜順の越中方面の報告書狀には、山城守とある。須田文書、大日本古文書上杉家文書

是の年十二月吉日、景勝は謙信を夢想し、連歌會を催した。歴代古案

てる虎の曇りかた世比の光哉

(謙信)
御

比ますゑかし乃いかは款冬

同

春の水岸邊をかみやこえつらん

景勝

長閑にそゑゝ雨のほさる氣

意作

略下

御二句

景勝一意作十四、尊忠八、珍阿十四、便阿十四、重阿十、松慶十七、宗白十三、一露八。

天正十一年

舊冬、羽柴秀吉は陽に柴田勝家と和し、陰に使者を在越中の須田滿親に遣はして、景勝に和を求め、共に勝家等を倒さんとしたので、景勝は去歲十一月足利義昭の調停を卻けて秀吉に應じ、天正十一年正月十二日、僧西雲寺・御師藏田左京助に誓書及び條々覺書を(覺書)を授けて西上せしめた。上杉古文書、須田文書、讀史堂文書、毛利文書、上杉家記

二月、景勝は羽柴秀吉と協和して誓書を交換した。(此文書の長盛は杉原長盛なりと、上杉家記、及び景勝卿記には記してある。)
如仰、未申通候處、御懇示預候別而本望至極存候、舊冬以來景勝様御内意、從須田相模守殿被仰越候趣、何茂一々申聞被及御報候、即秀吉以誓詞被申候、然上者、殊御入魂可目出候、自然於此方相應之御用等、聊以不可存疎略候、猶期後音候、恐々謹言。

(天正十一年)
二月六日

長盛

直江與六殿

御返答

須田文書

正月十二日之御狀令披見候、從景勝芳札并御誓詞、一昨々四日到來何茂披見、則信雄江致披露候之處ニ、御入魂之儀別而満足被申候、然者我等誓紙之儀被仰越候、即血判を以申入

候、自今以後、少茂相違有之間敷候、可被御心安候、委細西雲寺藏田左京助江申渡候、恐々謹言。

二月七日

秀吉

須田相模守殿

御返報

須田文書

同廿日、上條宜順は魚津(越中)へ海路兵糧鐵砲輸送の須田(滿親)の請願と、秀吉越前出發必然を報じた。

三月十九日、景勝、兼續は伊達輝宗の修交に答謝し、且つ伊達氏の發展を祝した。(第五章)

貴札拜瞻、仍去秋至新發田表、雖被企御飛脚、路次匭塞故、不罷通之由、御深切之處、不淺被存候、殊爾來別而可被仰談由、連々被申舒筋目候條、即被致雷同候、就中貴國近隣遠邦、不累歲被任權威候段、肝要至極奉存候、此等之趣、得御意候、恐々謹言。

(天正十一年)
三月十九日

兼續(花押)

米澤江

大日本古文書
伊達家文書

是より先、二月十日秀吉は織田信雄と共に、織田信孝・瀧川一益を伐たんが爲め、伊勢に赴いたところが、柴田勝家が信孝に應じて、三月九日越前を發し、近江に出勢したので、伊勢は信雄

に一任して長濱に入り、之に應戦せんとして三月十七日賤ヶ嶽に押寄せ、此の日、景勝に越中

出陣を請ひ、尙加賀・越中に於ては、景勝の侵略に任かすべしとの事であつた。更訂國史研究年表、歴代古案

先日西雲寺下國以來、無音之條、企飛脚候、仍瀧川左近對信雄不相届覺悟依在之、爲成敗、去月十日、至勢州表秀吉令出張瀧川居城長島近邊五町六町へ押詰、悉令放火、龜山峯國府三ヶ城同時ニ取巻候之處ニ、國府城令懸望候條、助命城を受取候、龜山城乘崩、悉切首、相殘峯城等夫々取巻候、然處ニ、至江北表柴田取出候條、勢州表ニ者信雄在陣候て被申付、秀吉北郡長濱城へ迄令出馬候處、柴田案ニ相違、二三里引退、越北境目柳瀬近所之山ニ上陣取候條、今日十七日しつゝ嶽と申山を取押寄候、敵間貳里計候、此間ニ自此方拵要害候、敵陣三十町斗在之事情、段々ニ人數差遣、不取退様ニ可令調儀候、可及一戰體無之條、可敗北事眼前候、此時付入ニ、賀越まで成共追詰、可討果候、於様子者可御心安候、此節候之條、越中表被出御馬候へハ、能越可被達御存分候、兩國御動之儀者、其方可爲御勝手次第候、併此方へ之御手筈ニ、卒爾御動、雖不及申候、御無用候、此等之趣、委細被顯書中條、尙以相心得可被申入候、旁迫而可申承候、恐々謹言。

(天正十一年)
三月十七日

秀吉(花押)

然るに、景勝は此の如き天與の好機會を逸して、越中に出兵しなかつたことは、種々の故障に基くものである。即ち、一、三月一日上條宜順が兼續に送りし書中に、景勝の輕々に越中に出陣せざらん事を進言したる事。一、同四日柴田勝家は足利義昭の調停に従ひ、景勝と和して秀吉を夾撃せんとせしも、景勝應ぜざるを以て、佐々成政をして越後國境を侵さしむる事を、是の日義昭の使者眞木昭光に報じたる事。一、同六日船艦の準備成らざるが爲め景勝は越中出陣を延引したる事。一、同月中旬、眞田昌幸信濃國の虚空藏山に出兵し、上杉方の中軍敗れて城代駒澤主税助戦死したる事。一、三月十九日厩橋の北條輔廣、上條宜順に書を送り、北條氏政將さに沼田を攻めんとするを以て、景勝の出援を請ふたる事。一、同月廿八日輔廣、兼續に書して、關東に出兵を請ふたる事。一、四月三日、佐々成政は小井手・魚津兩城を攻め、諸將捍禦すること能はずして退城したる事。一、同月十二日、徳川家康は既に甲府に抵り、將に出兵して信濃國佐久・小縣兩郡を徇へんとすると聞き、飯山城將岩井備中守に命じ、出兵して虚

虚空藏山城を守らしめたる事。一、同月十四日、信濃市川治部少輔信處、兼續に書を送りて、家康出張甲府在陣の報あるも虚空藏方面更に動搖なし、愈々家康來らば、同地に抵り奮戦すべきを告げたる事。一、下郡表に動搖あるを以て、同二十五日、景勝書を築地修理亮に與へ、五月一日府城を發し、新發田重家を誅せんとするを報じたる事。等、關東・信濃及び下郡の情勢の爲めに妨げられ越中に出征せざりし中、四月廿四日秀吉は遂に勝家を滅ぼし、同月廿九日其戰況を報ずると共に更に懇親を厚くせんことを告げた。歴代古案、北條文書、寸錦雜錄、岩井文書、吉川金藏所藏文書、築地文書、上杉家記

前記の如く、四月二十五日、景勝は書を築地修理亮に與へ、五月一日新發田表へ出征せんとするを報じ築地文書。二十六日島津昔忠に新發田征伐を報じ、島津文書五月初旬新潟に出馬したが、格別の戰果なく、六月班師した。

四月廿九日、秀吉が景勝に送つた戰況報告は左の如くである。

寺内織部方下國候之条令啓候仍去廿一日於柳瀬表合戰之様子并柴田切腹相果趣、委細景勝へ申入候之間、委不及申候。然者賀州能州越中屬一篇候之条、國々置目等爲可申付、至金澤城令逗留候、就中柴田謀叛之刻、秀吉至越前表於令亂入者、可有御手合由、深重難承候、

定御手筈相違候條、最前五誓紙取替申談儀、反古罷成候、前後之固候間、其方御取分通急度承、可隨共候、聊不可存疎意候間、巨細織部方口上ニ申達候條、懇被聞届、景勝へ可被申入事、專用候、恐々謹言。

(天正十一年) 卯月廿九日

秀吉(押花)

直江山城守殿

狩野讃岐守殿

御宿所

香坂昌康
所藏之書

用意周到なる秀吉は、此の如く四月廿九日景勝と懇親を厚くすべき旨を告ぐる前日、即ち廿

八日、佐々内藏助に書を與へて、萬一景勝との協和不調の場合に備へて居たのである。

越後儀、彌遂相談、國切ニ於相澄者、執次之儀、貴所へ可相定候、越後存分相滞儀も在之者、秀吉出人數急度申付、彼國之事者、其方可被任覺悟候、爲其如此候、恐々謹言。

羽柴筑

(天正十一年) 卯月廿八日

秀吉(押花)

佐々内藏助殿

佐々木信綱
所藏文書

五月二日、國綱(越中の士)書を景勝に遣り、去歲越中新山の平定を祝し、且つ、「殊秀吉追日御入魂候哉、猶以深重被相談、都鄙平均之可被廻御調略事、尤候、當表之儀、一味中無二申合、諸口仕置等堅固候、可御心安候云々」と景勝に秀吉と談合し計策を廻さんことを勸告した。日大

本古文書上
杉家文書

秀吉の四月廿九日の報告を受取つた景勝は、大石元綱を使者として、秀吉に太刀一腰・馬一疋、石田三成・増田長盛に各馬一疋・白布五十端を贈つて祝意を表したのに對し、夫々答書があつた。爾來景勝と秀吉との交渉は、總て兼續と三成の間に於て爲されたので、兩者の交情は年と共に深く、世を終るまで變らなかつた。

遠路被差上御使者、殊爲祝儀、御太刀一腰、馬一疋、鶴毛被懸御意候、御懇之至、畏存候、然者、今度柴田討果、彼國々依申付、寺内織部存分申合、進置候處、御返事之趣、承届候、改可有御入魂之由、得其意存候、即以墨付申入候、於様子者、大石播磨守可被申入候、可得貴意候、恐惶謹言。

(天正十一年) 六月廿八日

秀吉(押花)

上杉彈正少弼殿

第一章 兼續の生立及び其の一生

大日本古文書
上杉家文書

尊書并爲御使者被差上大石播磨守方御太刀一腰御馬一疋鶴毛則申聞候之處御懇慮之
段長存之通被及御報候就其向後相改別而御入魂旨逐一被得其意以誓紙被申入候大播
請乞以筋目彌幾久被仰通目出可存候將又私へ御馬一疋河原毛白布五十端被送下候忝
次第二候此等之趣宜預御取成候恐々謹言。

(天正十一年)
六月廿八日

三成(花押)

直江山城守殿

大石文書
歴代古案

此外に、殆んど同文の書狀の増田長盛及び石田三成より各々狩野秀治に宛てたものが狩野氏
系譜にあるが、多分兼續にも長盛より同様の書狀があつたものであらう。

是より先佐々成政、小井手・魚津諸城を攻め、諸將禦ぐ能はずして退城した中に、獨り弓庄
城主土肥政繁が孤城を守つて降らず、成政數々之を攻め、遂に附砦を築いて力攻するに至り、
政繁は頻りに援助を求めたので、四月十三日景勝及び兼續は共に返書して、信州・關東・新發
田方面の情況が出馬を許さざる爲め出援の遅延を謝し、併せて、魚津陥落以後孤軍奮闘長く籠

城を全うせるを稱揚し、近く赴援すべき旨を報じたが、次で、秀吉勝家を亡ぼし、成政又秀吉
に降り、本領を保つて富山に居城し、景勝も亦秀吉と締盟して本國へ引揚げたので、政繁は止
むを得ず城を出で、後遂に越後に移つた。越後加三州志、す
錦織録、温古足徴

七月、國中に令して徳政を行ひ、御館亂後の貸借を無効とした。蓋し、御館亂後續いて新發
田重家の叛があつて未だ平定に到らず、又越中信濃等連年合戦止む時なく、財政窮乏、士民亦
皆負債に苦しんで居つたので、止むを得ず此舉に出でたものである。兼續は財政に長じ法制に
明らかであつたから是等の施設は専ら彼の畫策に出でたものであらう。上杉古文書、(第四章)
上杉年譜 此の年秋、再び新發田に出征したが、格別の戦果なく九月十一日歸城した。

天正十一年

天正十二年春、織田信雄が秀吉と隙を生じたるに際し、加賀の前田利家は秀吉に屬したが、
越中の佐々成政は遙かに信雄に應じたので、此機逸すべからずと、越中の將士より景勝の出馬
を促した。

當九日之 御書頂戴忝存候、仍爲御先勢何茂被仰付候由、玆重至極存候、殊 御進發可被
 成置之段各大慶此事候、隨而敵備之儀、能登人數者悉越前へ罷立、此表へ者佐藏介(佐々成政)一手迄
 之働候、當地之爲押(神保安藏守)相殘、藏介者向境川于今陣取仕候、此節頓速於御出馬者、御一
 變可屬御存分儀、眼前御座候、然者當地之儀、須相申談、彌堅固之御備候條、此旨宜預御披露
 候、恐々謹言。

寺嶋與介

盛徳

寺嶋平九郎

信鎮

池田九郎右衛門

師宗

唐人丹波守

(天正十二年)
二月十四日

直江山城守殿
狩野讃岐守殿

歴代
古案

廣親

鹽井宗八郎

職清

神保民部大輔

廣胤

神保宗次郎

昌國

然るに當時、信州に於て、海津城代屋代秀正は豫ねて徳川家康に内應し、海津を出で麻績(をみ)、
 青柳等を誘ひ、徳川勢を引入れんと計畫したので、四月一日、景勝は岩井信能に命じ、海津に
 入つて之を守らしめ、又、富永備中守を遣はして、信濃諸將を促して參陣せしめ、尋で自ら軍
 を率ゐて信濃に入つたので、秀正支ふる能はず、三河に逃れたが、廿五日、黒瀧城主山岸光祐、

同秀能より、新發田方面異變なしとの報告に接したので、二十七日、麻績を攻落し、尋で青柳を陥れ、上條宜順を海津に、須田左衛門佐を麻績に置き、信濃の處置を定めて、五月二十三日歸陣した。此役、兼續又従軍し、信濃諸將の攻守を指揮すると共に、在國の諸將に命じて、新發田征討の準備を成さしめた。志賀權太師所藏文書、大日方文書、上杉古文書、別本歴代古案、景勝一代略記、上杉年譜、寛政重修諸家譜、譜條錄、書簡并證文書、小笠原系圖、寛永諸家系圖傳、信けれども、種々の支障があつて、遂に新發田へ出征することが出来なかつた。

四月二十八日、出羽國田川郡大寶寺義興、馬・鷹等を景勝に贈つて好を通じ、兵亂未だ息まざることを報じた。奥羽編年史料

七月、景勝は上條政繁の男龜千代を大坂に遣はし質子となしたので、秀吉大いに之を悦び、答書せしめた。蓋し、秀吉は家康との抗爭に對し、景勝の態度次第で、北國越前、加賀・能登・越中の去就を決するの情勢であつたので、景勝に質子を徴して、其味方たらんことを求めたので、景勝之に應じたものである。伊佐早文書、歴代古案

御書忝存候、仍、今度御證人被成御上候、深重御入魂之段、別而筑前守満足被申候、殊御腰物光忠兩腰并朱塗天目被進之候、祝着被申通、委曲被及御報候、何様頼而從是以使者可被申

入旨候、萬端大石播州口上ニ被申渡候條、可得御意候、此等之趣、宜預御披露候、恐惶謹言。
(天正十二年) 七月十一日

(增田) 長盛
(石田) 三成
(木村) 清久

歴代古案

直江山城守殿

七月、會津城主蘆名盛隆の家臣杉本太郎・栗村下總、逆意を企て、國中擾亂の風聞があつたので、使僧洞昌寺を遣はして、富田美作に慰問せしめた。

態爲御使僧條々御懇意之儀共、於盛隆本懐、我等事不及是非候、重而其表被屬御靜謐之由、近頃御肝要之至候、隨而當表之義、御床布被思食之由、盛隆事者不罷出、去七日諸勢遣申候、諸又、佐竹江當方入魂之儀、御使僧御媒介、近頃可然本望被存候、巨細御使僧可被申上候間、此旨宜預御披露候、恐々謹言。

富田美作守

氏實

(天正十二年) 文月十八日

直江山城守殿

第一章 兼續の生立及び其の一生

上杉年譜

九月、景勝は信州伊勢崎城普請晝夜の勞を稿ひ、酒肴を送つたので、同月廿三日・廿五日、島津忠直・岩井信能・栗田永壽等は謝詞を呈し、且つ、普請順調を報告した。

秀吉今春の小牧役に酬ふるが爲めに八月十九日復た尾張に入り、家康と戦はんとし、後援を景勝に請ひ、兵を信濃に出ださしめんとした。

爰に於て、景勝は福島城主木曾義昌に答書し、義昌の態度及び秀吉動兵の状況を尋問し、且つ、上條宜順をして更に義昌の答書を求めしめた。

芳誠具披見仍秀吉小牧表押詰三州亂入一諾貴邊迄先業被相立候由肝要候次當方進發其口一左右次第可相立候條彌秀吉調義候様子被聞召届可被仰越候猶巨細上條入道可

申候恐々謹言。

(天正十二年)十月十日

(義昌)

木曾伊豫守殿

景勝

景勝
御記

道而自越國以書狀被申候御返答尤ニ候。

以上。

其以來其表様子無御心元付而急度企脚力候先日之如有増付秀吉人衆着陣候上當方儀も無相替子細候間示合深々至于深志表可單行候併其許可爲次第歟委細御返報待入

候恐々謹言。

(天正十二年)十月十四日

宜順

木曾伊豫守殿

御宿所

景勝
御記

十月下旬、景勝は佐々成政が能登・加賀に出兵の報を得るや、前田利家を援け秀吉の尾張出兵に聲援して、後顧の憂なからしめんが爲め、安田上總・藤田能登・村山安藝・須田相模・山浦源五・山本寺・河田攝津守・長尾平太・吉江與太郎・齋藤三郎兵衛・柿崎彌二郎・高梨薩摩本庄豊後・松本左馬・山岸右衛門・竹俣筑後・秋山伊賀・須賀修理等三千餘人を率ゐて越中に出陣し、十月廿八日、宮崎城を攻略し、生擒した城將三輪權平を放つて城を修理し、秋山伊賀須賀修理を在番として班師した。景勝一代略記

十二月十五日、秀吉は、須田滿親に答書し、景勝の境城攻略を褒し、且つ織田信雄及び徳川家康と和し、其質子を徴することを報じた。

去月五日御狀今日十四日於大坂令披見候、并西雲寺口上之旨、得其意候、仍今度佐々内藏助依企逆意、即時景勝御出馬、堺城被攻崩數多被打捕之由、寔無比類御動候、隨而尾州表儀、(マ)悉任大弓、北伊勢口相動、長島表押詰候所、信雄家康被及難儀、何様ニも可爲秀吉次第旨、懇望候間、何も爲人質質子召置免候、様子委細對景勝申入候、猶西雲寺任口上候、謹言。
(天正十二年)
十二月十五日

須田相模守殿

秀吉

佐藤龜之助所藏文書、新集古案、上杉家記、

天正十三年

天正十三年二月十日、豫ねて内通の越中の屬士寺嶋盛徳及び秀豊、各書を兼續に送つて、一月十七日佐々成政が來攻せるも、守禦嚴重なるが爲め空しく退陣したが、番城を附して交通を止め、籠城困難なれば、速に出援あらんことを請ふとの事であつたが、景勝は出征しなかつ

た。

乍恐致啓上候、仍去正月十七日佐々令出馬、數日雖在城候、先以當方堅固御座候故、爲差無手遣、當月五日納馬候、然共三箇所致附城候之條、萬端不自由、諸人迷惑、至極候、每篇如奉得御意、御屋形様御出馬之儀、儘家仰候者、一兩月者隨分可相抱候、萬一御遲延候者、可令退出候歟、就其、爰許之様子難儀之躰、委細使者申合候、可然様御取合奉願存候、此等之旨可得其意候、恐惶謹言。

(天正十三年)
二月十日

盛徳

上條入道殿

直江山城守殿

上杉年譜

乍恐令啓上候、仍去十七日佐々内藏助方出馬故、當方手堅候事可有賢慮候、雖然、敵之備一向物弱仕立故、早速納馬之儀候間、可被御心安候、就其、越府之御出馬近日之由申事候、於事實者、万國之大慶不可過之候、乍去、一日片時、茂於相延申者、近年籠城法外之儀候間、落着迄相跡候儀、難叶事、歷然候、所詮當國有淵底御存之事候條、被關万端御屋形様於御出馬者、都

鄙共御本意眼前候歟、其時節抛身上、相當之馳走聊不可有如在候、猶子細之段申含口上候條、不能審候、恐々謹言。

(天正十三年)

二月十日

秀豐

直江山城守殿
狩野讚岐守殿

上杉
年譜

尙々御人數觸之儀、少不可有疎略候、手前之儀も涯分相稼申候、可然様ニ御取成任入奉存候、御万吉以上。

御書謹而頂戴奉存候、仍而、如被 仰下人數未罷著之儀、勝事至極ニ候、御觸之儀者、少も無油斷、至于昨日而も堅馳走候、魚津へ以船兵糧被差遣銃砲主藥之儀者、羅成間敷候歟、須田(高親)所ヨリ以十三之日付、此一儀迄ニ御座候、尤羽柴(秀吉)越前表出張之儀も、必然候様被申候、荒角此度之御備ニ相極奉存候由、御取成任入存候、恐惶謹言、
(天正十一年)
二月廿日

宜順(花押)

上條入道

宜順

大日本古文書
上杉家文書

直江山城守殿

(天正十一年の文書故、四八頁の上條宜順云々の所に移す)

四月、秀吉は徳川家康と和し、家康の二子秀康を納めて質とし、愈々來月を期し、佐々成政を討滅せんことを報じ來つた。

御様子無其聞、内々無御心元時分、貴札拜見、方方追日被屬御權威之由、珍重候、然而來月中越中表御直馬、逆徒可被討果之段、專一ニ候、就之、當口備之儀、前田又左エ門方令相談、聊不可有油斷候、尤時宜者可被安賢慮候、次、信雄家康就惘望御有免、實子爲證人被召置、東表御靜謐之段、一身大慶此事候、雖無申迄候、尙以真正之御仕置千言萬句候、此由可得御意候、謹言。

四月二日

景勝

大坂江

景勝公書留、
歴代古案

六月十二日、景勝は海津城將須田滿親に命じ、河中島四郡の諸士并境界の處理をなさしめ

た。須田文書

同十六日出雲崎港に令し、越中境の地へ海路米貳百俵を運送せしめた。讀史堂文書

又此の日兼續、軍用行李を同じく越中境の地へ輸送を命じ、秀吉の佐々成政征伐援助の爲め、出征準備をなさしめた。藤林年表

八月二十日、豊臣秀吉、(秀吉は七月十二日關白となる)佐々征伐を目的として越中富山に出馬し、景勝、又越中境の地に出陣して、之に應援したので、成政抗する能はざるを知り、北畠信雄に因り降を乞うた。秀吉之を納れ、木村弥一右衛門を遣はして景勝に謝し、且つ其上洛を請求せしめ、加・能・越は前田利家に與へて納馬したので、景勝は春日山に歸つた。景勝一代略記、史料綱文

此の月十六日、景勝、境に出征せる池浦喜右衛門・龍口藤兵衛・島倉早介等に加増し、軍功を勵ましめた。上杉年譜

北國太平記・藩翰譜・日本外史其他雜書等には、成政降服後秀吉は石田三成・木村清久以下三十八人を隨へて越後の墜水(或ハ落水)城に抵り、景勝亦、直江兼續・藤田信能・安田順易等十二騎、及び從兵六十餘人と絲魚川城より來り迎へ、左右を遠ざけ、僅かに三成・兼續を

侍せしめ、會談數時、肝膽相照らして深く結託せり、と記述して、所謂英雄は英雄を知るの墜水會合として、今日まで有名なる談柄となつて居るが、之に關する確實の史料は全然傳はらない。而して天正十三年閏八月一日、秀吉が芹谷野より藤掛三藏等に與へた書狀、閏八月四日金剛峰寺に遣つた書簡、閏八月十二日景勝の甘糟近江守に與へた書狀、及び九月二日秀吉が景勝よりの戦捷祝賀に對する答書等を見れば、全く架空の事なることが明瞭である。

廿五日至于龜山歸陣仕候由ニ候、此中各苦勞共候、仍當表事、越中俱利加羅峠ニ馬を立、先勢、東ハ立山(富山)うはたうつるきの山の麓迄令放火候所ニ、木船守山増山以下所々敗北候ニ付て、内藏助令降參、信雄を相頼、外山之居城を相渡、當陣所へ走入候條、命之儀、令赦免候、即今日外山城へ可相移被思召、芹谷野まで相越候、於外山越後(景勝)長尾可出仕之由ニ候條、於彼地可請有候、右之分候間、太刀も刀も不入躰ニ候間、可心安候、今五三日令在陣國中諸城之物主相付、置目等申付、頓而御納馬候、然者、此方へ可相越之由申上候、早人數も不入候間、無用候、隨可得其意候也。

(天正十三年) 閏八月朔日、朱印秀吉

第一章 兼續の生立及び其の一生

直江兼續傳

六八

藤懸 三藏とのへ
 田中小十郎とのへ
 石川小七郎とのへ
 高田小五郎とのへ
 伊藤牛之助とのへ
 谷 兵 助とのへ

秀吉手翰、加賀藩史稿、上杉家記所收

爲在陣音信、小袖一重到來、喜入候。

一此表儀、越中國俱利伽羅峠ニ立馬、先勢、東ハ立山、つるきの山麓邊迄悉放火候之處、木船守山増山初、敵城敗北候付而、(佐々成政)藏助令降參、信雄相頼、當陣處へ走入候之間、命儀赦免候事。
 一藏助居城と山之儀相渡候條、彼表立馬、越後長尾可出仕申候之間、一禮可請之候、乍去、遠國候間相延候者、大坂へ可罷上旨、申聞、二三日中ニ可納馬事。
 一當國儀、太刀も刀も不入躰ニ而、一稿申付候間、可心安候、次當寺金堂造營無油斷精被入旨、尤候、猶開陣之刻可申聞候、委細安威(了佐)五左エ門尉可申候也。

(天正十三年)

閏八月四日

秀吉朱印

金剛峰寺

總會中

高野山續實前集、上杉家記所收

今度越中表就出馬、無心元思、追々書中差越候、令喜悅候、此度境之地迄出馬、いろよも仕合よく、上邊弥申談、令歸馬候、可心安候、於様躰、直江泉澤可申越候條、早々謹言。

追而、初鷹到來、喜悅候、以上。

(天正十三年) 壬八月十二日 景勝花押

甘糟(長重)近江守殿

上杉家記

今度於越中表可入見參處、早速納馬候條、不及是非候、仍飛(三木自綱)三木事連々表裏者候間、差遣人數、親子之事者不單申一類悉刎首、彼者父子者、爲見徵候條、獄門掛之候、隨而被差上千坂對馬守、村山安藝守、太刀一腰、馬一疋並大鷹一居送給候、遠路懇意段、悅入候、猶兩人可被申候也。

第一章 兼續の生立及び其の一生

六九

直江筆續傳

(天正十三年)
九月二日

(秀吉)
花押

七〇

上杉彈正少弼殿

清水文書、登坂文書、
上杉家記

爲御音信、黒槽毛御馬拜領、畏存候、每度御懇情之儀、御禮不得申候、仍今度越前表於御出者、積御禮可申上心中處、依御手前御遠慮之段、不及是非候、爰元自然相應の御用被仰付、不可疎略候、此等の趣、宜預御披露候、恐々謹言。

(天正十三年)
九月二日

三成

直江山城守殿

清水文書、登坂文書、
上杉家記

去歲長湫の役、徳川氏、北條氏直に援を乞ふや、氏直は眞田領の利根・吾妻を得ば之に應せんと交渉し來り、家康はそこで眞田昌幸をして沼田を郡内に更へしめんとし、氏直は郡内引渡の準備を終つたが、昌幸は遂に約を果たさないで、家康は其不信を怒り、此の年閏八月兵を出して昌幸の居城上田を襲はんとした。昌幸は大谷吉繼に頼り、歎を秀吉に通じ、又使を越後に遣はし、次子辨丸(幸村)を質子とすべきを以て、舊情(昌幸、元武田の臣、武田氏亡びて上杉氏に屬せしが、天正十年北條氏直の招請に應じ、其先鋒となり上杉氏に追つたが、景勝に壓迫せられて上田に歸り、家康に従ひ、今又、秀吉に寄つた。)を捨て危急を救はれんことを請ひ來つたので、景勝は爲めに

出兵して之を援け、更に秀吉の依頼あるに及び、自ら兵五千餘人を率ゐ、信濃國長沼城に抵るや、家康戦はずして直に納馬し、景勝も亦歸陣した。景勝一代略記

是より先、尊朝法親王は秀吉の懇請に依り、長谷三位を使者となし、景勝と新發田重家間を和解せしめんとせられたが、十一月四日重家は長谷三位に答書し、降伏の勸告を謝絶し、景勝も亦十二月十日同じく長谷三位に答書して重家の赦宥を拒絶した。第十章 参照

天正十四年

秀吉已に幾内を定め、北陸を征し、中原も稍定つたので、速に統一の霸業を達成せんが爲め、威名海内に冠絶する家康を懐柔せんとし、先づ妹を嫁して縁戚の親を固め、尋で、上洛せしめんとするの胸算が成つたので、豫て景勝の上京を慫慂せる秀吉は、石田三成等をして書を兼續に與へ、家康上洛以前に秀吉に謁し、懇親の實を表することの有利なるを勸説せしめた。

御狀拜見本望候、家康事、先書如申入、種々御詫言被申上、御赦免成候、特更御縁者被成候而、既御與被入候、然者、深重 殿下様之儀、不被相背仕合候、誓紙重々被相越候、如此之上、追日

東國之儀被任御覺悟候關東境目等不相極候以前、景勝様御上洛被成候而、爲可然候半、與存候而、申入事候、西雲寺如口上之、頓而可被成御上洛由候、其方御立被成日限相極候之、越中迄も御迎可罷出候間、儘可被仰越候、委曲口上申含候間、不能互細候、恐々謹言。

増田仁右衛門

長盛

木村弥一右衛門

清久

石田 左吉

三成

(天正十四年) 五月十六日

直江山城守殿

歴代古案、上杉古文書

爰に於て、景勝意を決し、在國諸將甘粕景繼・色部長眞・本庄繁長等に留守を嚴命し、健兵四千餘人を隨へ、天正十四年五月二十日、春日山を出發した。木村弥一右衛門は之を越中に迎へ、石田三成も前田利家と共に、秀吉の旨を奉じ、森下(或は森本。小山を去る僅かに里餘)に來り、利家の居城小

山(今の金澤)城に入り、翌日、城内に招請して驛待に励め、茶の湯・能樂を始め、饗宴の豪華目

を驚かすものがあつた。沿道の諸侯又競つて歡迎し、六月七日入京、六條本國寺に館した。

十日、秀吉、三成を使として兵糧三百石を送り、遠路上洛の勞を稿うた。十二日、大坂に赴

き、増田長盛の家に館し、十四日、秀吉と大坂城に會見し、白銀五百枚、越後布三百反を贈

つた。饗宴終つて悉く城中を觀覽し、寢所に於て道服を贈られ、秀吉親ら之を着せて懇親の意

を表した。十六日、又、茶の湯に招き、自ら茶を點して之を進め、又、兼續及び千坂對馬に千

宗易をして茶を饗せしめた。十八日、石清水八幡に詣で、又滯留中、泉州堺をも見物し、二十

一日正四位上左近衛權少將に任叙せられ、越後布五十端・太刀・馬を献じ、恩を謝し、二十四

日、京都を出立して、七月六日歸國した。天正十四年上洛日記、上杉古文書、上杉家譜、上杉年譜、歴代古案、御湯殿上日記、貝塚御移位記、家忠日記、神君年譜、創業記考異、寛

政重修諸家譜、景勝一代略記

景勝叙任の時兼續も叙任せられたこと、思はるゝが、確實の史料はない。併し天正十六年山城守に任せられた時の口宣案には、從五位下豊臣兼續とあるから、多分天正十四年に豊臣姓を允され從五位下に叙せられたものであらう。

今回の上洛は、沿道諸侯盛に歓迎し、越前北莊の堀秀政の如きは、七月廿四日、書を遣つて景勝の歸國を祝し、且つ、景勝の其の地直通の爲め歡待し得ざりしを遺憾とし、面晤の榮を謝し、向後の入魂を希望した。大日本古文書 上杉家文書

上杉家所藏の天正十四年上洛日帳に、

(六月)

十四日關白殿へ御出仕種々御奔走初獻御湯漬後、關白様御進物包丁藤四郎之御脇差并御腰物拍子ハ爲始高安觀世又二郎名人共御坐敷上坐ニ關白様左之上上景勝同ニ織田源五殿其次之右之上ハ八屋殿其次前田孫四郎其次石川伯耆其次榊原小平太さて小金之御座敷爲見御申候宗易手前金之天目ニ而御茶あげ被申其後天守爲見御申候さて御下候て御寢所晝夜之兩詰座敷爲見御申御道服赤き縫進上御申關白手つから景勝様へめさせ御申候さてよるの御寢所ニて小金のす(酒場)同御盃ニて御酒上御申候御供之者ともにも御白洲ニて金盃ニ而御酒被下候事。

十六日關白様へ御茶之湯朝會ニ御出候關白様直之御加用同御手前にて御茶被進候さて御會おさまり候て直江山城千坂對馬二人彼御座敷爲御見候其時宗易手前ニ被出候

御道具ハ一初花之すり壺一月之繪一かふらなしの花生其外見物色々被出候事同日晩(羽柴秀長)中將殿にて御會是ハ美濃守殿之御事也是も中將殿直之御加用御手前也名物共出候事不可勝計御會過候而御盃出御拍子有後者大樋口高安小觀世又二郎笛備中屋一宗太鼓似我ら弟子其外人共也。

廿二日御參内於若御局様御裝束被成候紺之御狩衣大紋之さしぬき御冠御位正四位以(從四位下)上、天酌ニて天盃御頂戴希代之御面目也禁中陳明候而關白殿院之御所へ召連御申候而爲見御申其後ハ外構まで御同心御申候而被掛御目及暮六條へ御歸候事。

とある。

六月十五日、桐澤具繁は、景勝の最も懸念し居れる新發田方面の無事を報告した。

先日致言上候得共至于今日御書無之候餘に無御心元奉存候間重而態使者指上申候然而路次中各々馳走被申上越前迄御着之由皆々承届大慶奉存斗候御京着御仕合定而被思召候御儘に可有之由存候御當國諸境就中下郡如何にも無事御座候並當地證人其外用心少も油斷不在候只今其元之御仕合萬民奉案入斗候隨而御珍敷御音信申上度奉存候得共遠路に御座候間無其儀候御祝儀斗に御樽肴進上仕候御披露奉頼候恐々

謹言

桐澤但馬守

具兼

(天正十四)
六月十五日

直江山城守殿

歴代
古案

六月廿三日、秀吉は、景勝離洛の前一日、佐渡鎮撫を命じた。

佐渡之儀申付上者、國者共事、此以前不相屈段者、不入儀候条、向後相紀忠討、置目等堅可被申付候、自然其方意見於相背族者、急度可被加成敗候也。

(天正十四年)(秀吉)
六月廿三日(花押)

上杉少將とのへ

大日本古文書
上杉家文書

此の文書以後は「殿」の敬稱を「とのへ」と改めた、即ち是より秀吉は景勝を臣下として遇したのである。

景勝歸國するや、吉田肥前守を遣はし秀吉に答禮し、秀吉は、八月三日直書を贈つて、國內を平定し、明年悠々上洛觀光を勧誘した。

今度上洛事、誠遠路之心指不淺候、殊重代竹俣兼光進上之段、別而祝着之至候、令抑留、心靜上方名所以下、不相殘見物有之様ニ、雖可申付候、其國端々者共、景勝遲々候者、可待兼与思召下國之儀、早々被仰出候キ、然而爲禮儀、被差上吉田肥前守候事、悦思食候、其許被明隙候者、來年者、十騎廿騎之躰ニても被罷上、遊山尤候、乍去、欠隙候て上洛之儀無用候、委細増田右衛門尉石田治部少輔可申候也。

(秀吉)
八月三日(花押)

上杉少將とのへ

大日本古文書
上杉家文書

今回上洛の途中に一つの出来事があつた。それは、六月四日、敦賀に於いて、上條宜順(後ち義春)が京都に逃奔したことである。彼と共に出奔せんとした河田實親は捕へられて斬られた。寛永諸家系圖傳・寛政重修諸家譜には、義春は豫て兼續と善からず、延いて景勝の信を失ふに至つたので、狀を秀吉に訴へ、遂に京都に留り、此の年十月二日、秀吉より河内國高安郡の地五百石を與へられ、後ち千石に増せられたとあるが、景勝卿記には、兼續と不和の結果なりといふ説を否定してゐる。景勝の妹婿であり、家臣中の先輩なりといふ矜を有する宜順が、門

地の卑き己れより年少の兼續の隆々たる勢望を見ては、常に不滿の念を有して居つたであらうことは想像に難くない。兎も角も、景勝は笠原傳右衛門を遣はして、宜順の動靜を捜らしめたので、九月二十三日、本願寺の僧素休は書を兼續に送つて、宜順の爲に奔走する人なく、彼に關しては何等懸念の要なきを報じてゐる。伊佐早文書

八月五日、景勝は、親交ある會津領主芦名修理大夫盛隆に、今回上洛の模様と、近日新發田へ出馬を告げ、盛隆の家臣新國貞通は、祝詞を呈した。上杉年譜

八月九日、景勝新發田征討の爲め出馬し、十日、之を秀吉に報告し、十八日、出雲崎(三島郡)に着馬し、廿六日(ひじみの)五十公野城下に放火、將に兵を進めて新發田を攻圍せんとし、其戰況を色部長真に報じた。色部文書、大日本(第十章)古文書上杉家文書(參照)

九月六日、秀吉、新發田并に沼田表の事に關し、書を景勝に與へ、特に木村清久を遣はし、景勝・重家の間に居中調停をなさしめた。大日本古文書(第十章)上杉家文書(參照)

更に、同月十一日、秀吉は改めて三成等をして重家及び道壽齋等に降伏を諭達せしめ、廿八日、清久は兼續に重家の降伏條件を示し、且つ新發田に至り、重家に面論したが、重家が聽か

ないので、清久は歸洛し、景勝も初冬行軍適せざるに到るを恐れ、新潟に付城築造を命じ、有功者を賞して、十月朔日、軍を撤し、之を長真に報じた。大日本古文書上杉家文書、景勝一代略記、川邊氏舊記、上杉家記

此の年秋、家康は、眞田昌幸の不信を怒り、上田を伐たんとしたが、昌幸は秀吉に頼つて和を乞うた。

九月廿五日、秀吉は書を景勝に遣つて新發田征伐を勧め、是非今回は落着せしむべく木村清久を差遣せる事、眞田昌幸の成敗は家康に命じて之を中止せしめたる事、且つ關左(政宗(片名盛隆))、伊達會津邊の取次に付て、朱印を調べて之を送付せる事を告げ、増田長盛・石田三成も、亦連署の副状を送つた。大日本古文書上杉家文書

初め徳川・北條・眞田三氏の紛争絶えず、家康の上洛も亦決しないので、秀吉は關東に出兵し、景勝をして兵を關東に出し之を威嚇せしめんと意圖し、從て景勝をして早く新發田重家と和して、力を國外に致さしめんと欲し、木村清久を遣はし、景勝に勸説すると共に、重家に諭して、兵を撤せしめんとしたが、今や關東の形勢も稍緩和し、家康も漸く上洛するに至つたので、景勝の伺問に對し、前記の如く、新發田征伐は、景勝の意に任せる事となつたのである。

是より先、秀吉は尊朝法親王を煩はし、長谷三位を使者となし、高田本誓寺をして、景勝と重家との和解を斡旋せしめたが、不調に終つた。本誓寺文書

十一月七日 正親町天皇讓位あらせられ、廿五日 後陽成天皇は御即位式を行はせられた。

更訂國史
研究年表

天正十五年

天正十五年二月廿四日、秀吉、景勝に答書し、萬一北條氏が佐竹・宇都宮・結城氏を攻むる時は、三氏の後詰たらんことを促した。大日本古文書
上杉家文書

二月廿七日、木村清久は兼續に答書して、秀吉の九州征伐出發は三月朔日と決定せる旨を告げ、且つ景勝に油煙拾挺を贈つた。新集古案、
歴代古案

五月一日、景勝は兵を出して新潟に抵り、尋で、兵を進めて十三日水原城を攻略し、更に進んで五十公野に陣したが、戦果なく班師した。

八月、再び出征し、廿三日五十公野を陥れ、道壽齋夫妻は自刃し、廿六日新發田を攻略して

重家等を屠り、十一月歸陣した。此役兼續從軍し、帷幄に參畫した。

天正九年、新發田重家織田信長に通款し、叛を謀つて以來、爰に七年、今や重家誅に伏し、

國內全く平定した。上杉古文書、景勝一代略記、上杉年譜、三河物語、
武徳大成記、武徳編年集成、眞田軍功家傳記。

五十公野及び新發田攻略の月日は、景勝一代略記に據るものであるが、上杉年譜にては、十月二十四日、景勝親ら諸軍を率ゐて新發田を攻め、兼續をして別軍を以て五十公野に向はしめ、二十五日皆之を陥れたと記し、秀吉の答賀書には、廿四日五十公野を陥れ、廿五日新發田攻崩云々とあるは、是れ十月廿八日景勝の戦捷報告の文面に依るものなるべきを以て、事實は當時の遺老等の編輯せる景勝一代略記に従ふべきものであらう。

十月二十八日、景勝新發田誅戮の狀を秀吉に報じ、且つ九州征伐及び聚樂移徙を祝せん爲め、兼續の弟大國實頼を上坂せしめ、兼續も亦移徙の祝儀を贈つた。

十一月十八日秀吉、景勝新發田在陣の爲め、九州平定祝賀上洛の遅延を諒して之に答書し、廿二日又五十公野并に新發田攻略の報に答書して、之を慶祝し、大日本古文書
上杉家文書同時に、朱印狀を

兼續に與へて、新發田征討の成功を祝し、猶同日、三成・長盛よりも懇厚の祝詞を景勝に遣つ

た。(第十章)

(參照)

今度新發田向相動、去月廿四日、五十公野、地攻落、始道如齋千餘討取、翌日廿五新發田押詰則責崩、新發田因幡其外不殘三千餘討果之由、於此方御感不斜候、彌粉骨之至神妙思召由、下々迄可申聞候。

猶石田治部少輔、増田右衛門尉可相達候也。

(天正十五年) 十一月廿二日 秀吉(朱印)

直江山城守とのへ

歴代
古案

爲移徙祝儀、太刀一腰、馬代金子十兩到來之、被悅思候、尙、増田右衛門尉、石田治部少輔可申候也。

(天正十五年) 十二月十五日 秀吉(朱印)

直江山城守とのへ

御書集并
御年譜略

新發田征伐も全く落着いたので、景勝は之を伊達政宗に報じ、政宗は答書して之を之を賀し、

舊好を述べた。

如御普問、新發田悉被及退治之由、其聞候条、則爲專使、目出肝要之由、雖可申届候、實儀巨計候間、先々及脚力候々、定可爲參着候哉、仍新發田因幡守拜菅五郎、如思召被刃首國中無異儀、御靜謐之義、於政宗満足此事候、乍幾度、御當國自前代一味之筋目、就中別而申合之上、於向後、弥、異他可令逼塞外無他候、委細尙被任口上、抛筆頭候、恐々謹言。

(天正十五年) 霜月十六日

政宗(花押)

上杉殿

大日本古文書
上杉家文書

就新發田被討果候、早速自景勝爲使僧、萬々御斷共、本懐不淺候、内々彼地落居之段傳聞候間、自是爲專使、雖可及其理候、實否難計候間、先脚力遣候々、定可相越候哉、扱而、新發田并菅五郎被納首國中平均ニ被取成候事、於當國満足此事ニ候、乍幾度其國爰元弥入魂之取合、畢竟其方可有之候、恐々謹言。

(天正十五年) 霜月十六日

政宗(花押)

直江山城守殿

第一章 兼續の生立及び其の一生

奥羽編年史料、
伊達政宗事蹟考

天正十六年

天正十六年の新春は、新發田五十公野を亡ぼし、長へに内憂の根を絶つて、上杉氏として大いに祝賀すべき年であつた。

正月十一日、景勝は將士を會して連歌會を催した。上杉家記
松の世を

花にもうつせ宿の春 景勝

と、得意欣快の情が躍如としてゐる。

此の月兼續は春日山城に於て、僧了阿をして古文眞寶を講せしめ、又同月廿七日、宇津江朝清邸に於て、漢和聯句會を開催した。城州公略傳

三月十二日、景勝は色部長眞に上洛扈從を命じた。

先度如申遺、來月上洛儀定候、下郡平均之効候間、其方可召連候條、本庄談合留守中之仕置申付、來月上旬着府候様ニ待入候、謹言。

三月十二日 景勝

色部修理大夫殿

色部文書

四月十六日景勝、兼續の父樋口兼豐に伊豫守を允るした。

同二十日、景勝越府を出て、五月七日京都に着し本國寺に館した。廿六日參内、從三位に敘し、參議に任せられ、物を献じて恩を謝し、高野山に詣し、八月下旬歸國した。景勝一代略記、御湯殿上日記、公卿補任、上杉年譜、上杉家譜、景勝御記

御湯殿上日記

五月廿六日、雨ふる。ちこのなかううへすき四位の少將、三位を申、ちよつきよ也、御れい申、きちやう所にて御たいめん、御たち、おりかみ進上申、申つき、きくてい、くはんしゆ寺、中山也、御こふあわの御さか月いた、く。(長尾上杉) (對面) (勸許)

六月十五日、秀吉は、近江國蒲生・野州・高野三郡内壹萬石の地を與へて、上杉氏在京賄料所に充てしめ、又、邸地を一條下戻橋に給與した。

爲在京賄料、於江州蒲生、野州、高野三郡内壹萬石、目錄別事、被宛行之訖、全可有領知之狀、

如件、

天正十六年

六月十五日 (秀吉) (花押)

越後宰相とのへ

大日本古文書
上杉家文書

八月十七日兼續は從五位下、豊臣兼續として山城守に任せられた。

口宣案

上卿水無瀬中納言

天正十六年八月十七日 宣旨

從五位下豊臣兼續

宣令任山城守

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

大日本古文書
上杉家文書

此在洛中、兼續は南化和尚の禪扉を扣き、古文眞寶抄二十卷を借りて之を謄寫せしめた。
清覽 本稿

十一月二十四日、景勝、丸田掃部助を使者として、庄内の戦勝を祝し、虎皮一張を本庄繁長に賞與した。是より先、最上義光、田川郡大寶寺義興を攻殺し、其邑を奪取したので、義興の養嗣子千勝(繁長の三男)の父繁長、親ら兵を率ゐて赴援し、之を回復したことを祝したのである。然るに、義光、之を秀吉に出訴したので、十二月九日秀吉より景勝に書を送り、兩者の戦闘を中止し、明春裁決の日を俟つべき旨を命じた。乃ち二十八日、景勝は、之を繁長に報じ、且つ速に千勝の上洛を勸告した。本庄文書、最上義光記、須田文書、上杉家記

熊染筆候、仍山形出羽守領分と哉覽庄内城主、本庄乗取由申越候、事實候哉雙方被達御糺明雖可被 仰付候、年内無余日之間、至來春、山形をも可被召登候条、其刻、本庄をも可被差上候様子被聞召、理非次第可被仰付候、其内五ニ手出不可有之旨、山形かたへも被仰遣候條、下々猥之儀無之様可被制候、其上、往還之輩、聊無滞様、堅可被申付候、猶増田右衛門尉石田治部少輔可申候也。

(天正十六年) (秀吉)
十二月九日 花押

羽柴越後宰相申將とのへ

須田
文書

急度以脚力申届候。仍其庄之儀、自由形令詫言付而如斯被成御書候、兩人之奏者被申越候分者、其方上洛片時も可致取急候之由候、乍去其方事爲仕置候條、千勝丸急被爲上洛尤候、猶巨細直江山城守可申越候、謹言。

(天正十六年)
十二月廿八日景勝

本庄越前守殿

本庄
文書

天正十七年

天正十七年二月二十二日、芦名義廣の老臣金上遠江守盛備は、書を佐竹義重に送つて、上杉氏との和解を報じた。是より先、天正十五年八月義廣兵を赤谷城に出だし新發田重家を援けたので、爾來景勝之を惡むに至り、秀吉之を和解せしめたのである。佐竹文書、
上杉家記

四月十五日、芦名義廣の將山内氏信横田に據守し、書を兼續に送り、米澤城主伊達政宗が近日來攻するといふ噂があるが、警備として派遣せられた越後勢は皆歸國し、防禦困難であることを報じ、且つ、主家の進止に關し、秀吉への斡旋を請うた。

御發向已來御物遠罷過候、意外千萬奉存候、仍其表被任尊意之段、追日申來候、目出無異儀存候、此表漸及淺水候條、政宗可被及御行之由承候、片時無油斷候、從舊冬被差置候、警固衆、悉越國へ罷歸、其上從川向參申候八十人、大途之以御扶助被差置候、去月已來不被下候之条、各々令退散候間、爰許難拘存候、淵底不可御察候、將亦某身躰之儀、偏憑入申候上者、殿下様尤義廣御前之儀者、畢竟奉憑外無他事候、萬端元齋申達候條、令省畧候、恐々謹言。
(天正十七年)
卯月十五日

氏信(花押)

直江殿參御陣所

奥羽編年史料、別本歴
代古案、大日本古文書

是れ畢竟、此の月上旬、景勝は、佐渡の豪族羽茂(或は羽持)三河守を征伐する爲め、兵力を集結する必要があつて、芦名氏を顧みる暇のなかつた爲めであつた。而して、當時秀吉は、芦名・伊達兩氏の和解斡旋を佐竹義重に命じて居つたのである。

去月七日返札到來、遂披見候、仍會津と伊達、累年鉾楯由候、天下靜謐處、不謂題目候、早々無事段馳走、肝心候、境目等事、任當知行可然候、双方自然存分於在之者、依返事、可差越使者候、不斗富士可一見候條、委曲期其節候也。

(天正十七年)(秀吉)
四月十九日(花押)

(義重)
佐竹左京大夫殿

大日本古文書
上杉家文書

五月十三日、大寶寺義勝春日山に抵り景勝に謁し、太刀・馬・金子・鷹等を獻じ、猶兼續大石等以下に太刀・馬・金子・米を贈り、大石播磨守を案内者として、六月中旬府内を發し、廿六日入洛、直江兼續の館に宿し、七月四日秀吉に聚樂に謁し物を獻じ、十一日參内、從五位下出羽守に叙任せられ、秀吉より豊臣姓を賜つた。(大寶寺出羽守上洛日記)

此くして景勝は芦名氏に援軍を出す能はずして佐渡に出征したので、六月五日、義廣は政宗と磨上原(或は摺上原)に戦ひて大に敗れ、尋で重臣富田氏實・平田不林等は政宗に降つたので、義廣力竭き終に常陸に奔り、生家佐竹氏に據つた。不林の弟平田尾張守は難を逃れて、上杉氏に屬した。更訂國史研究年表、景勝傳記

六月廿五日、前田利家、景勝の佐渡討滅の報に答書し、其平定を祝し、且つ、秀吉の子鶴松の誕生を祝せんが爲め上洛せんとすることを告げた。大日本古文書 上杉家文書

先きに景勝、羽茂三河守を征せんとし、五月廿八日兵船三百餘艘を曩して出雲崎港より先發せしめ、六月十二日、親ら千餘艘を率ゐて佐渡に着陣した。羽茂三河は八千餘人を以て、宇の川を隔て、防戦したが、景勝が進んで河原田城を攻めると、羽茂軍崩えて降るもの多く、終に舉族出羽に逃れんとしたが、逆風に妨げられ新潟に漂着し、代官窪田源右衛門の爲めに捕へられて佐渡に送還せられ、妻子三人と磔刑に處せられた。是に於て、佐渡全く平定したるを以て、六月廿四日之を秀吉に報じた。

去月廿四日之書狀被成御披見候、佐州之儀屬一篇之由、尤被思召候、彌任置等丈夫可被申付事專一に候、猶、増田右衛門尉石田治部少輔可申候也。(秀吉)

七月十六日 花押
羽柴越後宰相中將殿
景勝一代略記、
景勝傳記

政宗の會津を襲取するや、秀吉大に怒り、景勝に命じて其直書を傳達せしめ、政宗に會津退城を命じ、若し肯せざれば、佐竹義重と共に彼を討伐すべきを令した。佐竹文書、奥羽編年史料
七月十七日、石田三成・増田長盛等も、寺田織部を越後に遣はして兼續を促がし、芦名氏の

將士の越後に奔逃するものを保護し、兵糧等を給與して彼等を會津の境に出さば、會津の人々も加擔し、大に芦名氏の救援たらんと説かしめた。

就會津面之儀先書度々雖申入候、自然御油斷候へは御外聞如何敷候、態指下織部候、景勝爲御取次御禮申上候處、無故伊達乗取候段、無是非被思召候、何様も御計策候て屬御存分候得ハ、義廣事ハ御仕合ニ候バン共、又ハ如何様も可被仰付も、景勝御覺悟次第ニ屬御手事候、其段御分別候ハ、可成様被盡御粉骨、無御越着様、御行肝要存候、然者、會津より其地へ罷退候衆、兵糧以下被仰付、境目へも被指出候者、津(會津)内之下々へも可令一味候、其上、公儀江の御覺も可然存候、伊達より無故亂入候事に候、景勝被仰付事此時候、不可過御分別候、爲御心得申入候、恐々謹言。

(天正十七年)
七月十七日

三成

長盛

直江山城守殿

奥羽編
年史料

(若松)
義廣、黒河退城付而、被成御書、伊達人數可打入之由被仰出候、若於背御下知、責込申合、義廣

本意可付候旨候、先々伊達への御書相届、御説之趣具申遣候、彼返答次第、當境目可出人數候條、被聞召合、御手合專一候、將又、去月十二、佐弼へ令渡海、同十六於國中及一戰、悉討果、根本人之羽茂三、一類拾餘人生捕(獲)、た物ニ揚仕置等如形成就候條、可御心安候、尙々、期後普、恐々謹言。

(天正十七年)
七月廿日

景勝

佐竹次郎殿

佐竹
文書

七月廿一日、前田利家は書を政宗に送り、速に使者を上洛せしめ、秀吉の怒りを解くべきを、勸告した。

御飛札之趣具披閱、本懐之至候、仍今度於會津表被及一戰、即刻被屬一篇之由、尤珍重候、右通即達、上聞候之處、彼仁之事、最前、關白様江御禮申上、御存知之儀候、遠國付而、以私宿意不止、鬱憤之事、御不審被思召之旨、被仰出候之條、此度之始末、様々御取成申上候、猶以達而御理被仰上可然存候間、急々被指上御使者候者、彌施藥院(全宗)、富田左近將監令相談、可得御説候、不可有御油斷候、於様子者、良岳(覺力)、坂東屋宗有申渡候之條、不能詳候、恐々謹言(詳)。

羽筑

(天正十七年) 七月廿一日

利家(花押)

伊達左京大夫殿

御返報

大日本古文書
伊達家文書

七月廿二日、施薬院全宗は政宗及び其老臣片倉小十郎景綱に使書を送つて同様の注意を進行した。大日本古文書
伊達家文書

九月三日、政宗の臣上郡山右近丞仲爲は淺野長政に書を送つて、一、政宗上洛と決定せるも、上意なりとて景勝伊達領へ出兵せるが爲め、上洛遅延に及びたる事、二、政宗の芦名を亡ぼしたるは大いに理由ある事、三、政宗の奥州五十四郡を占領せるは正當の理由ある事、等を辯疏した。大日本古文書
伊達家文書

政宗陽はに命を奉じて實は服せず、諸城の未だ降付せざるものを攻撃した。秀吉之を聞き、政宗を討伐せんとし、九月廿八日景勝に命じ、佐竹義重と共に、兵を出して境上を守備せしめんとした。

書狀加披見候、伊達左京大夫事、何様ニも上意次第之旨御請通被聞召候、乍去會津之儀、於

不返渡者、被差遣御人數急度可被仰付候条、成其意、^(得カ)目等之儀、佐竹相談、丈夫可申付候事、肝要候、猶以會津之事、如前々被仰付候へて、不叶儀候條、佐竹可有上洛候由候共、彼面於、猥者、先無用、得其意、堅固之行專一候、委細増田右衛門尉石田治部少輔可申候也。

(天正十七年) 九月廿八日 花押

羽柴越後宰相中將とのへ

上杉古
文書

九月廿九日、景勝は春日山城中に漢倭聯句會を催したが、佐渡平定の祝意もあつたのであら

う。大日本古文書(第二章)
上杉家文書(参照)

景勝は秀吉の旨を受け、木戸元齋を横目とし、八十里越を経て伊南に出兵し、芦名氏の將河原田盛次を援けて政宗に當らせ、水窪の地に新砦を築き、伊北の横田城を修築して歸陣せしめた。同時に景勝自身も又三條に出陣して之を聲援し、會津援軍の歸陣を待つて、十月末歸城したのである。景勝一代略記
景勝卿記

十一月十一日、天徳寺寶衍は書を木戸元齋に送り、秀吉の政宗に對する嚴重處分、小田原征伐の豫定、會津に於て景勝に對する加増の意向等を報告した。天徳寺寶衍は、元齋の昵懇の者

のやうだが、十月末歸陣した元齋に宛て、十一月十一日付で「旁も御在陣」云々とあるのは、遠隔の地に居つて、未だ其歸陣を知らなかつた爲であらう。

其以來五申遠候、餘無御心元存候間、乍便申候、然者、向會津御勢仕、旁も御在陣之由、其聞候、寒天之時分と云、御大儀令察候、從伊達、號遠藤下總人、爲使上洛、于今在京候、去四日、富左津、隼藥院披露候處、會津之地於不返者、御許容有之間敷候由、以御誓詞被仰拂候、一、北條、沼田之地請取候以來、至今日脚力よても不爲上候、若今月無上洛者、來月廿日よハ可有御陣觸之由、去四日、愚拙へ被仰出候、昨日も、北條無上洛者、急度可被成御出馬之由、御直被仰聞候、八州御靜謐之上、彼表之者共、景勝へ過半可被付之由、是も被對愚被仰出候、富左(富田左近將監知信)津隼(津田隼人)、藥院(施藥院)、何も被承候、愚拙被召御幡本ニ被差置、彼表之儀可有御談合之由、上意候、得其心施面目迄候、彌屋形可得御意之外無之候、此趣直山へ能々御心得頼入候、何向にも拙者進退可御心安候、一、竹表進退之事、猶々(兼續)、雍州へ御取成念頼候、幸便之折節者、從直山預便札候之様、御取成任入候、洞昌寺へも別紙可申候へ共、急便候間、無其儀候、一、新右衛門娘之事、御指南頼入候、餘事令期後、昔之時候間、擱筆候、恐々謹言。

(天正十七年) 霜月十一日

(天徳寺寶行) 寶行花押

元齋老
机下

高橋
文書

政宗は豫て小田原の北條氏と修交し、又徳川家康・前田利家・淺野長政等に信を通じて居つたから、是等の諸侯特に長政は十一月十日富田知信と共に書を政宗に送り、秀吉の激怒は一反上意にて安堵せしめた所領を擅劫するは、上意の威信を傷くるものなりとの理由に基づく事であるから、此際速かに双方干戈を收め、各其辯疏をなすべき事を勧告し、其後も利家・長政は政宗に上洛辯疏・會津上納を勧告したが、政宗は自己の勢力に陶醉して之に従はず、漸く翌十八年秀吉が小田原に出陣するに及んで、諸氏の勧告に従ひ、小田原に參着して謁を執り、其侵略地を返還し、三十萬石に減封せられた。大日本古文書 伊達家文書

同月廿四日、秀吉は北條氏を討伐せんとして軍令を頒つた。更訂國史 研究年表

十二月、景勝は富永備中守を京都に遣はして歳暮を賀し、同月廿五日、白鳥三羽を朝廷に獻上した。

十二月廿五日は、(晴)、(勳修寺)、(越後)、(長尾)、(中略)、(ハ志ゆ寺)、(中山御參り)、(悉ちまのかか)、(をハくて)、(う三羽進上)

あり、やかて、御いけニはかざる、く、はんまゆ寺大かこん、ひろう有

御湯殿
上日記

同月廿六日、佐竹義宣は三成・長盛及び兼續・元齋に書を遣つて速かに景勝の會津への出兵を請うたが、景勝は當時米澤に在つたのを、上洛したとの風聞でもあつて此等の書狀を遣つたものであらう。

態令啓候、抑今度以大關土佐守、義廣本意ニ付、御懇切仰出之儀共、誠以忝次第候、就中、越國御内證之旨、一々令注其意候、猶以上向會津、景勝急速御出勢之様、御下知念望候、内々如此之儀、直々雖可申上候、于今御一禮等不申上候間、貴邊申達候、何様前々之筋目、至于來春以便可申上候、巨細大關土佐守可申達候間、令省略候、恐々謹言。

(天正十七年)
十二月廿六日

義宣

石田治部少輔殿

増田右衛門尉殿

御宿所

楓軒文書集、奥羽編年史料

態申届候、仍去頃以使僧申述候處、不初種々御馳走之由、本望至候、然者、景勝御上洛之由、御

太儀之至候、將亦、今度以大關土佐守、義廣本意付、自殿下様御懇切仰出共ニ候、就中、石田方内意之旨一々令得心候、如斯之上、尙以急速會津江御亂入念望候、幸御在洛事候間、彌被請上意、義廣本意之處、畢竟其國被入御念儀ニ相極候、巨細大關土佐守可申越候間、不能具候、恐々謹言。

(天正十七年)
十二月廿六日

義宣

直江山城守殿

元齋

楓軒文書集、奥羽編年史料

同月廿八日、秀吉は明年北條氏を討伐すべきを以て、景勝も出陣すべきことを命じた。

爲歳暮之御祝儀、富永備中守殿被差上候、遠路御苦勞之段、(秀吉)殿下御祝着被思召候、隨而私御太刀一腰、千疋被懸御意候、毎事御熱之至、難申謝候、就中、東國之儀、御使者申渡候条、可爲御演説候、其表所々境目堅固被仰付之段、是又尤存候、猶重疊可得御意候、恐惶謹言。

(天正十七年)
極月廿八日

三成(花押)

景勝様

貴報

天正十八年

是より先、芦名氏の將河原田盛次・山田氏勝は書を石田三成に送つて政宗の奪略を訴へ、景勝に命じて出兵せしめ、其主義廣を舊領に復せんことを請願したのに對し、天正十八年正月十三日三成之れに答書し、近日秀吉北條氏直を討滅し、尋で政宗を討伐すべきを以て、暫時忍耐すべき旨を命じた。歴代古案 四家合考

正月廿日、(徳山則秀) 徳山五兵衛入道秀現は片倉景綱に書して政宗の上洛を促し、又同月廿六日前田利長・斯波義近等は何れも政宗に上洛を勸告した。二月廿一日には八島増行・和久宗是・上郡山仲爲等は片倉景綱に、木村吉清(前名 清久)は政宗に、書を送つて政宗の小田原參陣を促した。四月廿日淺野長政は政宗及び景綱に書して、會津上納を勸告し、同日木村吉清・和久宗是も連署して景綱及び仲爲に書して會津上納及び小田原參陣を促したが、政宗は自己の勢力に陶醉して之に従はず、遂に秀吉が小田原に出陣するに及んで、漸く小田原に到つて謁を執り、其侵略地を返還し、三十萬石に減封せられたのである。大日本古文書 伊達家文書

秀吉は豫ねて北條氏を諭して入京せしめんとし、百方之を勸説したが、北條氏直大勢に暗く自己の威力を過信して之に従はなかつたので、遂に小田原征伐に決し、景勝をして前田利家と共に上野武藏の諸城を攻略せしめた。

天正十八年三月、景勝・前田利家・真田昌幸等三人、碓氷峠を越えて先づ松井田城を圍み、四月二十日城主大道寺政繁を降した。

四月二十七日、秀吉、景勝に書を與へ、利家の小田原表に來つて戦況を報じたことを告げ、又、小田原町中以外の地下人・百姓に還住を命じ、人身の賣買を停止せる旨を報じた。大日本古文書

此の日、又、景勝に返書し、太刀・黄金の獻呈を嘉納し、松井田攻落の戦功を褒したのである。(上野)

去廿一日書狀并爲祝儀、太刀一腰、黄金十兩、今日於相州小田原到來、悦思食候、仍、松井田城取卷及粉骨故、落居被成御感候、委細被仰舍羽柴加賀宰相、今朝被差返候間、可被得其意候、猶、増田右衛門尉石田治部少輔可申候也。

直江兼續傳
(天正十八年) (秀吉)
卯月廿七日朱印

羽柴越後宰相中將とのへ

大日本古文書
上杉家文書

五月十三日、秀吉は景勝に命じ、利家と共に武藏の鉢形城を攻圍せしめた。

松井田城請取候者利家令相談、鉢形城急ぐ可被取巻由、先度被仰遣之候き、其後一途之無
左右候、早々鉢形可被詰寄候、何篇無油斷様、尤候也。

(天正十八年) (秀吉)
五月十三日朱印

羽柴越後宰相中將とのへ

大日本古文書
上杉家文書

六月廿三日秀吉は景勝等に命じて武藏の八王子城を攻圍せしめ、廿四日に至つて遂に之を攻
略した。大日本古文書
上杉家文書

景勝一代略記には、左の如く記してある。

天正十八關東御陣有前田筑前守信濃侍(眞田昌幸等)同心して碓氷峠を打越、松井田の城
取詰處城主降參申、其より武藏鉢形へ推寄らるゝ城主北條安房小田原へ籠留守居の
者城明渡其より八王寺(武藏)へ御當方と兩手推寄給、城主北條陸奥守小田原へ籠留守のもの
の數多近江(地)の地下人共籠五千餘人者、兩大將六月廿三日彼地へ寄、廿四日、大手搦手々

責入、城より一の門迄ついで出防戰共、御當家からめ手より破り、大手もつゝいて破也
敵悉討取、六月廿四日午刻ニ落城也。

一八王子攻破たる論有、筑前殿衆は大手を早くやふる由申處、生捕のもの、口を開給に、
からめ手はやく破給と申ニ付、御當家御手柄に罷成也、關白様諸大名御感被成也。

六月廿九日、秀吉は書を景勝に與へ、八王子城に於いて捕虜となした女子は其の在所に返
したが、小田原籠城者の妻子の成敗は前々諸城籠城者同様に處分すべしと指令した。又同日
武藏の忍城への人數は不用であるから、酒匂川(相模國)を前に陣して更に命を待つべきことを命じた。

大日本古文書
上杉家文書

七月五日、小田原城遂に陥り、北條氏政及び氏照は自刃し、氏直は死を宥されて高野山に送
られた。秀吉奏割、
上杉家記

そこで秀吉は景勝等に命じ、小田原參陣を止め、武藏國忍城の堤防を築造せしめた。蓋しこ
れは忍城水攻の跡始末であらう。

急度被仰遣候、小田原事氏政始而、其外年寄共四五人可爲切腹候間、籠城之諸卒命之儀被

成御助候様小と種々相款候条、相免、右之者共切腹被仰付候、則本丸へ此方之人數入置候、然者、其表之人數此方へ不入候間、忍面へ早々相越、堤丈夫ニ可申付候、十四日比ニハ岩付へ可被成御出馬候間、忍面堤躰可被成御見物候条、普請等無油斷能々可申付候、猶増田右衛門尉可申候也。

(天正十八年) 七月六日 朱印 (秀吉)

羽柴越後宰相中將とのへ

羽柴越中侍 從とのへ

木村 (重茲) 陸 介とのへ

山崎 (丹家) 志 摩 守とのへ

大日本古文書
上杉家文書

此役兼續亦軍に従ひ或は兵を率ゐて奮戦し、或は帷幕に在つて獻替する所が多かつた。上杉
古文

書、景勝一代略記、鍋島文書、妙心寺文書、肥前守覺書、百合叢志、當代記、小田原日記、天正日記、太閤記、菅原武藏、景勝卿記。

七月廿四日、秀吉、奥羽の地を檢せんとし、出羽の掃蕩を大谷吉繼・木村吉清に命じ、景勝及び前田利家をして之を援護せしめ、豫め土寇の蜂起に備へさせた。

八月下旬、景勝は仙北大森に着陣し、吉繼は横手城(羽後)に陣し、九月中旬、檢地將に終り、近く

歸陣せんとせし時、吉繼書を兼續に送り、大寶寺にて喧嘩の際、上杉兵の處置宜しきを得た爲め、事なく鎮靜した事を謝した。上杉年譜、大日本古文書
上杉家文書、上杉家記

昨日者、爰元可被成御巡見之由、自直江承候間、何角不得寸隙、乍自由、御理申上候、此地隙明候者、爲御迎致伺可申上候、次於大寶寺喧嘩の様子、御家來衆無御如在之通、委細承届候間、其旨石田治部少輔方江具可申遣候、直江迄申入候趣、御披露所仰候、恐々謹言。

大谷刑部少輔

(天正十八年) 九月十八日

吉繼

直江山城守殿

上杉
年譜

然るに、出羽は吉繼の政治に服せず、國中地下人悉く蜂起し、在々處々に火を放ち、安田上總の如きも亦古壘に籠城するに至つたので、景勝は吉繼に兵を貸して之を夾撃して逃散せしめ、其主將川津良某を降し、悉く土民の質を徴し、色部長眞を大森城に置いて之を監せしめ

た。奥羽編
年史料

十月二十日、吉繼、長真に覺書を與へて租稅收納等を指示し、兼續も又土貢覺書を送つて徵稅に便し、吉繼の臣菅野吉久も亦大森郷より收納した年貢を長真に交付した。

此の日、景勝程を起して庄内に入らんとし、廿三日、吉繼等と飽海郡三崎山(或は箕崎山)に至り、嶮に據り道を要せし土寇を破り、酒田に止營し、以て附近を經略し、島津淡路に大浦を、芋川越前に大寶寺を、栗田永壽に藤島を守らせ、滯留十日、津輕より來會せる部將藤田信吉及び秋田津輕より歸還せる前田利家と共に、十一月師を班し、同月十四日、岩船に着し、下旬歸府した。
景勝一代略記、景勝卿記、奥羽編年史料、色部文書

此の檢地以來、兼續は、庄内二郡の支配を命せられたと見えて、此二郡に關する事は凡て兼續に依つて處理せられた。

十一月十日、兼續、庄内に於て上野源左衛門に傳馬宿送、普請棟役免除の證狀を與へた。是れ、先に田川郡一揆蜂起の際我屬吏立岩喜兵衛を庇護して難を免れしめた爲め、其勞に酬いたものである。
奥羽編年史料、雞肋篇

今度庄内一揆蜂起之處、立岩喜兵衛、吾分以介法、身上無異儀相濟候事、神妙候、因茲、自今傳

馬宿送、普請棟役等、永代令免許候也、仍如件。

天正十八年十一月十日 直江(黒印)

上野源左衛門殿

奥羽編年史料、雞肋篇

猶々、御下向ニ□□□□ハ、御文持參可申候條、御らんし候へて御かい(介抱)はうひとへニ任入候、殊ニわれらめいたすけ候ニ付而、殿様より諸役御めんきよの小印判被下候者ニ候、已上。

此上野源左衛門儀ハ、先年一騎揆蜂起不うき之砌、我等をか、へ性めいたすけ申候條、吾等ためにハ直親ニ御座候まゝ、大切之者ニ候間、被懸御目候て可被下候、一偏ニ任入迄ニ存候、恐々謹言。

(天正十八年)立岩(幸致)
七月廿七日 立喜(花押)

春右(春日右衛門尉元忠)

庄内御仕置相濟今十四日岩舟迄御著候、來廿日頃可爲御歸着候、以上。

第一章 兼續の生立及び其の一生

(天正十八年)十一月十四日

兼續

黒上(春日山留守)
(黒金景信)

吉川本上杉家譜、
奥羽編年史料

天正十九年

天正十九年正月十九日、景勝は京師に朝した。上杉家記

正月廿四日、兼續は甘粕景綱家臣中山三喜之丞等の大寶寺一揆討伐の功を賞し、彼等に景勝授くる所の太刀を與へた御書集并御年譜略が、當時兼續は滞京中であつたから、多分景綱をして代行させたものであらう。

閏正月五日、黒金景信は在洛の泉澤久秀に書を送つて景勝の歸期を問うた。

態申入候、御京着以來、御仕合思召儘之由御目出存之候、何頃可爲 御下向候歟承度迄候、仍而爲御音信、人を差爲上申候、將亦御手前へ三十疋爲持之候、御音信迄候、猶、期後日之時候、恐々謹言。

(天正十九年)閏正月五日

黒金

景信

(泉澤久秀)泉澤

御宿所

讀史堂
古文書

閏正月六日、兼續は景勝に陪し、勸修寺晴豊邸に於て茶湯の饗を受けた。晴豊記

二月十七日、兼續書を大森の番將色部長真に與へ、同城を小野寺義道の弟康道に交附して歸國を命じたので、三月十四日、長真は其の收納せる米錢を、黒澤次郎三郎に交附して、歸途に就いたのである。色部文書、奥羽編年史料

四月、兼續は、仙北一揆の殘黨を平定せんが爲め、藤島に至り、首魁横田三郎左衛門・近右馬亮の降を宥し、越後刈羽郡北條に送り、代官藤田道雪齋に預け、尋で、酒田に至り、滞留十日、兼續に奉仕を誓ふ所の庄内三郡の諸士を引見し、事後處理を爲し、大寶寺城は本村監物利盛に、大浦城は松本伊賀守義留に、藤島城は木戸元齋壽三に、酒田城は甘粕備後守景綱にそれぞれ守備せしめ、飽海郡荒瀬郷觀音寺城主來次出雲守氏秀・同郡荒田目城主留守左近助氏俊・大泉郡小國城主同因幡守氏繼・高坂城主同左衛門尉氏忠・土佐林甲斐守義忠・半田仁助等十四

人を伴うて春日山に歸つた。御書集并
御年譜略

兼續は、庄内田川郡に到り、土寇を鎮定すると同時に、大寶寺の牙城を築かせ、五月二十三日、部將木戸壽三は、之を春日山の石播磨守に報じた。奥羽編年史料、
色部文書

兩度御書中令參着候。

一、藤島之儀、様々訛言申候間、清入軒(野清)令談合、引出御訴訟申候、彼地漸破却申付候、被明御隊候間可御満足候。

一、大寶寺本城被取立候、御普請被仰付候、此内東禪寺可有御見廻候、來月十日時分御歸國可被打立候、可御心易候。

一、御息別而御走廻候、相應之儀及御意見候、可御心易候、且那(直江兼續)御懇意ニ候、可爲御悅喜候。

一、秋中、奥(九戸討伐)御陣必然之由、今更之様ニ驚入候。

一、存之外早速仕置相濟候間、遊山致候而暮光陰様ニ候、津九(宇津江九右衛門朝清)細々御歌會可有之候、御羨敷候、萬々期後晉之時候、恐々謹言。

(天正十九年)
五月二十三日 元齋

壽三

大石播磨守殿

色部
文書

六月六日、兼續は邑宰河村彦左衛門に命じ、大寶寺城守備將士に兵糧料所を給與し、直江兼續黒印にて、大寶寺在番の本村監物に三千俵、樋口源太左衛門に二百俵、磯靱負・由木喜八郎・伊藤右衛門・菅善之丞に各貳十俵、石倉大膳助・石渡惣助・櫻井次兵衛に八十俵宛、金子内膳に十五俵を交附せしめた。奥羽編年史料
上杉年譜

去歲、葛西・大崎二氏の亡ぶるや、土寇所在に蜂起し、又、南部信直の族、九戸政實叛いて九戸城に據つたが、信直之を討滅すること能はず、陸奥大いに亂れたので、六月二十日、秀吉は、上杉景勝・徳川家康・豊臣秀次・伊達政宗・蒲生氏郷・佐竹義宣等に命じ、部署を定めて之を討伐せしめた。九月四日に至つて政實出て降つたが、之を族誅した。南部家記録
上杉古文書

是に於て陸奥全く平定し、海内は初めて統一されたのである。

七月十三日、春日山を出發した景勝は、此に於いて九月歸府した。景勝一代略記、大日本古
文書上杉家文書

去月晦日至于長井着陣由、書狀通披見候、路次通城々江人數入置罷通由、尤候、辛勞ニ思食

候其面事仕置等入念申付候者、中納言家康次第ニ可歸陣候、猶追々注進肝用候、委細増田右衛門尉可申候也

(秀吉)
八月十八日 朱印

大日本古文書
上杉家文書

羽柴越後宰相中將とのへ

去月廿二日書狀被加御披見候、(陸奥)葛西之内柏山在陣、則彼地普請申付由、永々儀辛勞共候、其表相濟候者、家康中納言指圖次第早々可令歸陣旨、坂前被成御朱印候、亦可被得其意候、猶大谷刑部少輔可申候也、

(秀吉)
九月十二日 朱印

大日本古文書
上杉家文書

羽柴越後宰相中將とのへ

十月、景勝、地頭等に覺書を交附した。竹俣(第四章) 文書(参照)

十一月十八日、兼續は明年景勝朝鮮へ出征あるべきを以て、留守中不測の變に備ふる爲め、上田衆・栃尾并下田等に堅く申付置きたれば、萬一の場合は、春日山留守居藤田能登守・安田上總介と協議して、臨機之處置を講ずべきことを、庄内在留の諸將に命じた。御書集并 御年譜略

急度申渡候、仍而其口之儀、御留守中自然之儀於有之者、不嫌夜白可寛功之由、上田衆并栃尾下田江堅被 仰付、彼尻高被差遣候間、何時成共此方へ及催促、真正之仕置要用候、若又、大躰之儀於襲來者、御當城ニ藤田能登守安田上總介兩人被 仰付置候間、早速有注進可被及其防戰候、委細可有口上候、謹言。

(天正十九年)
十一月十八日 直江兼續

佐藤甚助殿
登坂甚兵衛殿

歴代
古案

文 祿 元 年 (天正二十年)

去歲九月廿四日、秀吉、朝鮮征伐の令を下し、文祿元年正月五日、其部署を定めた。

景勝は命に應じ、三月朔日、越府を發し、同十三日入洛し、滯京數日、人馬の勞を休め、肥前名護屋に着した。更訂國史研究年表、景勝一代略記

三月廿二日、兼續は景勝に陪し、博多の貿易巨商神谷宗湛に招かれた。宗湛は茶人としても

有名であつた。宗湛日記

天正二十年壬辰三月

同廿二日晝

宗湛振舞

一越後宰相殿 直江山城 兩人

宗湛日記

四月二十日、豫て秀吉に献上する爲めに去冬越後より出船せる糶米三千石が海上無事四國に着したことが舟の上乗立岩喜兵衛教幸より報告があつたので、此の日、兼續は、急ぎ之を名護屋に廻送す可きことを命じた。

其元江着船八艘之米三千石之分、

太閤様江自此方御進上候、即於此地増田殿江相渡可申候、猶巨細加藤木工右衛門申合候、謹言。

直江山城守

(天正二十年)
四月廿日

兼續花押

立岩喜兵衛殿

立岩文書、
上杉年譜

四月、名護屋に於て、七ヶ條の掟を發令して、將士を戒めた。(第三章 參照)

景勝は、秀吉の名代として、秀吉の乗船小鷹丸に搭乗、六月二日、出發渡韓し、熊川城を修築した。上杉家記

八月七日、景勝は大谷吉繼等と昌原に築城せんとし、先づ糧食を輸送せしめ、是の日、兼續は立岩喜兵衛に命じ、糧倉護衛・陣地撰擇・汚穢掃除等をなさしめた。立岩文書、
上杉家記

文祿二年

正月十日、景勝は朝鮮陣中に於いて其將士と連歌會を開催し、主従唱和した。本間光正又時に
所藏文書
木戸元齋壽三を召し、佐竹義宣と共に、兼續の編輯せる師説撰歌和歌集を講せしめた。

佐々木信綱
所藏文書
五月、兼續は出羽國田川郡羽黒山の神橋を寄進建立した。これは外征以前或は在韓中に命じたものが竣工したのであらう。奥羽編
年史料
八月十日、兼續は我が糧舶の釜山に着いたといふことを聞き、立岩喜兵衛に命じ、去歲名護

屋に於て借用した糧五百石を石田三成に返済させ、又銃手三拾名を送るべきを命じたが、十一日更に書を與へて、銃手の出發を中止させた。立岩文書

九月八日、景勝歸朝、名護屋に着船した。

今度渡海ニ付而、晉信之物如書面ニ到來、快然候、彼表早々隙明、八日到于名護屋地令歸朝候、於時宜可心安候也。

(文祿二年) 九月九日 花押(景勝)

登坂甚兵衛とのへ

登坂文書

同月九日、秀次は重ねて景勝朝鮮在陣の勞を稿ひ、帷十を贈つた。大日本古文書 上杉家文書

同月廿九日秀吉は景勝の歸朝を祝し、且つ、大坂へ伺候するに及ばず、直ちに上洛歸郷して領内を安堵せしめよといふ意味の書を與へてゐる。

朝鮮熊川普請悉出來付而、早々歸朝之由悅思召候、此地不及參上候而、直有上洛、則被歸國用所等申付、可被相甘候、猶長束大藏大輔可申候也。

(文祿二年) 九月廿九日 朱印(秀吉)

羽柴越後宰相中將とのへ

大日本古文書 上杉家文書

閏九月廿三日景勝は秀次に湯治見舞狀を呈し、同廿七日秀次之に答書し、且つ、朝鮮在陣の勞を稿つた。

爲御湯治見舞去廿三日書狀、被加披見候、就中累年高麗國在陣苦勞之事、不被及是非候、近日歸朝之由、先以珍重候、猶白江備後守可申候也。(範秀)

(文祿二年) 閏九月廿七日 朱印(秀次)

大日本古文書 上杉家文書

羽柴越後宰相中將とのへ

十月十二日、景勝は出羽國酒田城將甘粕景繼に命じ、庄内河北坂田城領米、及び坂田町の年貢、其他船役等を徴せしめた。上杉年譜、甘粕文書、上杉家記

此の年兼續本庄繁長の三男主馬長房を養子となし與次郎と改稱せしめたが、後故あつて離縁した。上杉年譜

文祿三年

正月十九日秀吉は景勝に伏見總構堀普請を命じたので、三月二十三日出發上洛して工事を始めた。景勝一代略記、上杉家記

於伏見總構堀普請從來月十日可被仰付之条、令用意、人數四千人召連、可罷上候、不可有由斷候也。

(文祿三年) 正月十九日 朱印 (秀吉)

羽柴越後宰相とのへ

大日本古文書
上杉家文書

七月九日、兼續は出羽の羽黒山に祈願を籠め、養藏坊に覺書を送つた。之には大いに検討すべき箇所がある。

覺

- 一、屋形様御代參 壹人
- 一、兼續代參 壹人
- 一、於松代參 壹人
- 一、内方代參 壹人

以上

- 一、瘡腫物類、以來不相煩やうに立願之事。
 - 一、信州か、越後か、居城可相定之事。
 - 一、太閤様(初候而)相初候而公儀能様ニ、一とと祈念之事。
- 文三 七月九日 兼續
養藏坊參

御書集并御年譜
略、歴代古案

屋形様は景勝、内方は兼續の妻お船の方であつて、お松と云ふのは、後養子勝吉に嫁して早世した娘であらう。瘡腫物類はぬやうに、秀吉を初として公邊の首尾能き様にとの祈願は其意味明瞭であるが、信州か越後か何れに居城を定むべきかといふ事は、如何なる事情か明かでない。若し強ひて推測を試みるならば、兼續の居城與板は、信濃川に添つた一小邑で、要害であることよりしても、交通の利便である點よりしても、上流の藏王堂に及ばず、又下流の三條城は、越後平野の中心地であつて、信濃・五十嵐兩川の交叉點であり、水陸の往來極めて自由なる要地で、與板に勝ること萬々である、更に新發田城に至つては、彼の新發田重家が、全國

の精銳を盡して續行せる景勝の攻撃に對して、五年の久しきに互つて堅守せる名城であり、下郡の押へと共に、奥羽に對する策源地として最も重要な據點であるから、是等の何れかに移る希望があつたのではなからうか。又、信州は、謙信以來係争の地で、十年來稍々小康を保つてゐるが、固より新附の土地であり、その土豪は利害の關係か、若しくは武力に屈服せるに過ぎないから、兼續の如き強力の統率者を望むことは勿論である、爲めに、その居城を兩國の何れに定むべきかと言つたのではなからうか。併しこの居城の移轉を遂に實現せざりし事であり、本文書以外之に關聯せる記事が全然見へないから、暫く疑を存するに留める。

七月十八日、兼續は大寶寺代官下吉忠をして、昨今兩年湯殿・羽黒兩山立願の施物を支給せしめた。中山小太郎
所藏文書

八月十六日、兼續は庄内二郡の法度を定め、郡代立岩喜兵衛・志駄修理亮に命じ各一郡を管せしめた。立岩(第四章)
文書(參照)

十月朔日、大谷吉繼は、書を兼續に遺つて病氣慰問を謝し、且つ、近々秀吉の臺臨あるを祝し、永々の普請の勞を摘うた、蓋し今春以來工事中の伏見惣構堀普請の竣工の事をいふのであ

らう。

草津を令歸着付早々御飛札忝存候、湯治彌致相應候間、乍恐御心安可被思召候、近日御成之旨、尤目出度存候、永々御普請御太儀奉謝候、拙者事、於爰元、今少加養性、雖而可罷上候條、其節相積儀、旁可得其意候、此等之趣、御心得所仰候、恐々謹言。

眼相煩候間、乍慮外、印判候而申上候。

大谷刑部少輔

(文祿三年)
十月朔日

吉繼(黒印)

直江山城守殿

吉川金藏
所藏文書

此書狀に依れば、彼れの惡疾は遂に眼に變化を起したものである。

十月九日、長盛・三成より十日或は順延十一日、秀吉上洛して伏見惣堀の工事を觀、其側に於て、景勝に賜謁あるべきを報じた。

明日、太閤様可被成御上洛旨候、然者、惣構りのきまにて、御目見かされ、尤存候、猶以御上洛明日相延候へハ、明後日よて御座候、恐惶謹言。

(文祿三年)
十月九日

増右

長盛(花押)

石治少

三成(花押)

景勝様

人々御中

大日本古文書
上杉家文書

十月十七日、景勝、増田長盛に書を送り、近日其聚樂の邸に秀吉を迎ふる事に就いて打ち合せをなし、愈々、廿八日之を招いて盛宴を張つたのである。

是の日、陪賓として聖護院准后道澄・菊亭晴季・勸修寺晴豊以下の公卿、徳川家康・織田秀信・前田利家以下の諸侯伯多勢列席し、酒宴の間、上杉氏の老臣十名を延見、兼續先づ太刀一腰・馬代銀子二百枚・小袖十領を獻じて謁を執り、次に諸老臣之に倣ひ、宴終り納盃の時、秀吉より、景勝が權中納言に任せられ、清華の列に准擬せられたことを披露あつて、歡を盡して退散し、翌日景勝參内、朝恩を謝したのである。

公卿補任、上杉年譜、寛永諸家系圖傳、寛政重修諸家譜、晴豊記、言經卿記、上杉古文書

上卿中山大納言

文祿三年十月廿八日 宣旨

參議豊臣景勝

宣任權中納言

藏人頭右中辨藤原玄豊奉

十二月十九日、兼續は書を立岩喜兵衛に送つて、庄内二郡の土貢を至急徵集すべきことを命じた。此文意は、去る十月廿八日、秀吉招請の爲め、多額の負債を生じたので、其返済に充てんとしたるものと解釋すべきであらう。立岩文書

一、其方土貢如形取調由、尤候殘所猶以急度可申付候、今度御成ニ付而、無際限借□□□□
□不成休候條、土貢以下能々取集、來年中に半分も相調度(以下減裂不辨)

(文祿三年)
十二月十七日 兼續花押

立喜(立岩喜兵衛)

伊佐早謙所藏、
奥羽編年史料

文祿四年

文祿四年正月十日、兼續立岩喜兵衛をして、出羽國柳引郡檢地未了の分を終了せしめ、なほ部下の處分等に就て詳細に指示する所があつた。伊佐早謙藏木村德衛所藏文書、奥羽編年史料

正月二十三日、是より先、秀吉は兼續に上杉領内金山を總管せしめたので、是の日、兼續は立岩喜兵衛・志駄義秀に庄内二郡の金山奉行を命じ、従前淺野長政の管理せる時の奉行人の如く、相違なく採鑛に従事せしめた。伊佐早謙藏藏文書、立岩文書

二月七日、會津城主蒲生氏郷京都に病死し、男鶴千代相續せるも、幼冲なるを以て、秀吉、景勝以下四隣諸侯に令して、これと事端を生ぜざるやう戒めた。大日本古文書、上杉家文書

二月九日、兼續、越後刈羽郡鯖石川を堰して水田を開墾せしめ、此の日、掟を定めた。今日も尚ほ藤井堰と稱し、其の惠澤の及ぶ所千數百町に及んで居る事は、上杉氏民政の治水・殖林の題下にて詳記しよう。藤井村高橋文書

二月廿四日、景勝、賜暇を得て京都を發し、三月五日歸府し、七月秀吉發病の報に接し、こ

れを慰問する爲め上洛した。此の月八日、關白秀次廢せられ、十五日高野山に於て死を賜うたのである。景勝一代略記、更訂國史研究年表

六月十一日、景勝、越後蒲原郡を檢地せしめんとし、兼續に命じて、甘粕近江守・上松彌兵衛を監察使に任せしめた。御書集并御年譜略

六月二十八日、兼續、立岩喜兵衛をして、湯殿山上人の去歲以來祈禱の勞を謝し、米十石を贈進せしめた。渡邊秀二所藏文書

八月三日、景勝は徳川家康・前田利家・浮田秀家・毛利輝元・小早川隆景と連署して、公家・武家の法を制定した。上杉古文書 其掟の第一條及び二條には、諸大名縁組は秀吉の許可を得べき事、及び相互間の契約・誓詞等の禁止が明記せられてある。

十月二十四日、信越兩國の領内檢地が完了した。是れ先に、秀吉、増田長盛を監吏とし、景勝が大石播磨守元綱に命じて、この事を奉行せしめたものである。

兩國御檢地ニ付而、万事御苦勞察入候、併無異儀相濟、各被召上、満足候事。

一越信兩國之御檢地帳目錄一紙以下、御藏被相渡候由、尤候事。

一分一之事、御藏方同前ニ御催促候由、彌可被入御念候事。
(駒井兵助)
一駒井御檢地心持之事、一々今城申爲聞候事。
(兵左衛門)

一中氣再發候由、能々御養生可有之候、猶又、伏見御屋敷普請過半出來候間、可御心易候、暫重而可申入候、恐々謹言。

(文祿四年)
十月廿四日 直江

兼續

(大石播磨守)
大播

御返報

矢野文書、讀
史堂文書

十一月、豫て邸地を下賜せられて、兼續監督新築中の伏見の邸成り、千坂對馬守を留守居役とし、妻子を召寄せしめ、十二月、景勝之に移徙した。景勝一代略記、上杉年譜
十二月、南化和尚は僧萬里筆寫の前漢書十二卷を兼續に贈つた。

慶長元年

慶長元年二月、景勝上洛し、中納言に任せられた。景勝一代略記

閏七月十二日畿内地大いに震ひ、伏見城は大壞した。

同月十六日、兼續は書を舟岡源左衛門に與へ、其の妻の病氣平癒祈願の爲め、伊勢神宮に大神樂を奏せしめた。舟岡文書

九月一日、秀吉は、明使楊方亨・沈惟敬等を大坂城に引見し、景勝・徳川家康・前田利家等が之に侍した。明使、封冊及び金印・冠服を獻じ、景勝・家康等も冠服を受け、其の劄文・冠服は上杉家に現存してゐる。上杉年譜、上杉古文書、加賀藩史稿、上杉家記

慶長二年

慶長二年正月二十日、秀吉、去年大震災の爲め破壊した伏見城の經營を開始し、景勝に命じて伏見の舟路を修理せしめた。兼續、越後人夫四千人を使役し、親ら工事場にあつて之を監督したので、秀吉台臨、其の勞を賞し、普請場御殿を下賜した。景勝一代略記、上杉年譜
二月十六日、景勝、春日山城修補を開始せんとし、兼續をして京都より書を山田雅樂助に送

り、工事總監を命じた。上杉年譜

三月廿四日、兼續、神谷宗湛を招き、茶を饗した。蓋し先年名護屋に於て受けた饗應の返禮であらう。

慶長二年丁酉三月

廿四日晚 伏見ニテ

一ナオエ山城殿 御振舞 宗湛一人 書院ニテ食アリ 數寄屋ニテ御茶アリ

キロリ 新釜アミタ、ウ オシ板 墨蹟懸テ セト茶椀ニ道具入テ 霞袋ニ入

土ノ水指セトメンツウ 引切

宗湛日記

十二月朔日、黒金上野介・廣居又五郎・河隅越中守の三士の部下より春日山城内諸役所の勤番者を出さしめ、其横目役を山田雅樂助に命じた。上杉年譜

慶長三年

慶長三年正月十日、秀吉は景勝を會津に移封し、陸奥・出羽諸郡及び佐渡百二十萬石を與へ、石田三成・淺野長政等を遣はして、其の交付を監視せしめた。景勝細記

初め蒲生氏郷の卒去の後、幼兒秀行に遺封を襲がせたが、老臣權を争つて相闘ぎ、秀行之を制するの力がないので、封を減じて宇都宮に移し、景勝を會津に据ゑて、奥羽の重鎮たらしめたのである。景勝の轉封に就いては種々の説があつて、景勝豊家を奪ひ覇を稱せんが爲め、石田三成と共謀して移封を策したといふ如きは最も無稽に近いが、或は秀吉、上杉氏が祖先以來百餘年に亘り、譜代の親を以て領内を固め、傳家の勇武又匹儔なきを嫉み、増封に托して轉封せしめたものであるといひ、或は景勝自ら進んで轉封を希望した、それは秀吉の薨後天下が再び亂れた場合には、故國に残した舊臣を煽動して越後を併呑せんとする下心であるといひ、其他種々の揣摩臆測が傳へられてゐるが、何れも信を措くに足らぬ。要するに、秀吉としては、奥羽の重鎮として、上杉氏の如き強藩を据ゑる必要があつたのであらう。既に記載せる如く、天正十七年十一月十一日、天徳寺寶衍が景勝の臣木戸元齋に送つた書狀の中に、「八州御靜謐之上、彼表(會津表)之者共景勝へ過半可被付之由、是も被對愚被仰出候、富左・津隼・藥院何

れも被承候、云々」とあるから、秀吉は豫ねてより景勝を會津に増封するの意思のあつた事は明かであるが、當時の事情で氏郷を封じたのであるから、氏郷卒去の後に景勝を移したといふに過ぎないのである。又、腹心を越後に残して萬一に備へしめたといふ説は、慶長庚子役に際し、越後の土豪各地に蜂起し、堀氏をして奔命に疲れしめ、徳川氏大捷の報到るに及び漸く鎮撫したのに徴して、事實かと思はしめるものもあるが、是役の如きは天下を賭しての大戦なれば、苟くも局面を有利に導く方法あらば、如何なる犠牲をも辭せざる場合であつたから、手の届く限り、故國の舊古を奮起せしむるに努力したのは當然の事で、是のみを以て轉封以前よりの陰謀なりと斷ずる事は無論出来ないのである。

移封に際しては、家中奉公人たりとも、越後に残留せしむべからずとの嚴命があつた。

今度會津江國替ニ付而其方家中侍之事者不及申、中間小者ニ至る迄、奉公人たるもの、一人も不殘可召連候、自然不罷越族於在之者、速可被加成敗候、但、當時田畠を相拘、年貢令沙汰、檢地帳面之百姓ニ相究ものハ、一切召連間敷候也。

(慶長三年) (秀吉)
正月十日 朱印

羽柴越後中納言とのへ

移封の際の景勝所領目録は左の如くである。三公外史
上杉家記

目録

- 一四萬千四百十石八斗八升
- 一二萬百九石八斗七升
- 一七萬五千廿一石二斗
- 一七萬八千八百四十二石四斗五升
- 一二萬四百廿四石八斗二升
- 一一萬七千七百八十七石六斗九升
- 一九千六百七石三斗七升
- 一三萬九千九百廿石四斗八升
- 一三萬百廿七石九斗七升
- 一五萬千四百十四石三斗二升

第一章 兼續の生立及び其の一生

大日本古文書
上杉家文書

- 稻沼郡
- 但、津川迄
- 河沼郡
- 大沼郡
- 山郡
- 猪苗代
- 南山
- 伊南伊北
- 白石郡
- 石川郡
- 岩瀬郡

- 一三萬六千四十石七斗七升 安積郡
- 一三萬三千四百六十五石九斗四升 二本松
- 一八萬七千六百八十二石八斗七升 田村郡
- 一三萬五千二百石八斗八升 安達郡
- 一六萬九千六百四十四石六升 伊達郡
- 一三萬八千六百四十六石三斗一升 刈田郡
- 一十七萬七千九百卅三石七斗六升 長井郡
- 一五萬三千九百九十四石五斗二升 信夫郡
- 外ニ庄内三郡佐渡三郡
- 一二萬六千八百二石三斗七升 田川郡
- 一六萬八千八百廿九石一斗一升四合 榊挽郡
- 一四萬六千二百四十三石九斗七升四合 遊佐郡
- 一拾三萬八千四十八石八斗四升 羽茂郡
- 雜太郡

加茂郡

即ち百貳拾萬石の内譯は右の通りにて、實際は百拾九萬七千二百石四斗五升八合である。兼續、石田三成と協議し、二月十日、信州兩城引渡、新封土への移轉、其他當面適應の處に付、今城・本村の兩士に指示命令して遺漏なきを期した。

信州河中島海津長沼兩城治部少輔殿奉行衆へ可相渡覺

一城中の家とも戸老やうしたゞみ以下見くほしきハくるしから候、きこくあり所之ものゝちろハさるやうに相えらへ海津の儀ハ須相^(須田滿親)ねんを入うけ取、治部少輔殿奉行衆へ相^(島津普忠)えさし、うけとりをとるべく候、自然たてくえきもの以下、とりちらし候ハ、須相^(島津普忠)島津方へ急度相とゞけ、ありやうにたてく敷物以下相とゞのへ、えさせべく候事。

一治部少輔殿をつらハされ候、兩人の衆へ、ふちろさ米馬のまめ、切手のとく海津長沼にて可相渡候、いつきも手前を取らへ候條、そこくにてかりろへ候て可相渡候、右の分ハ、治部少輔殿を下され候ふちろさにて候、その不か何かりとも用所の義候ハ、相と

への候へく候、別而入魂せしめ、彼口の用所相談、尤候事。

一右の兩人衆、信州に廿日不と逗留よて、越後と茂りを會津へ參られへく候、その路次中、あんかいしやとして令同道、とまりくにてふち方、まめ、最前の切手の如く相ぞさすへく候、その外ち、その儀ハ勿論之事。

一會津へ引越候ものをも、各知行々々の人足を以、にもつ以下、そこひ候事、いくろへりち、荷物あり次第、申付へく候、もし百姓、むろま、をつりまつり、をくりろ手候ハ、せいそい申付へく候事。

一妻子にもつ引取候やうすくハ、んとうまちこし候ハ、んとも、又、ちこ府中まで引こし心、えつろよふ、よくろを引こし候ハ、んとも、そこくのかつ手よきやうよ申付へく候事。

一下々妻子にもつをくりすま候ハ、百姓等ニあひろま、ま、米以下のま、つ、代くハ、んありつめ、ま、つろに可申付候事。

一針生下代をさしめ、米いろ不とかいものいろ不と、日記をみ候て、あさもめん、むさぬの以下、かいものハ、越後府中く不さよ、むさ、早々こし候て、舟にてつろろまでの不す

へく候事。

一米の儀ハ、まい、よんのとくからハ、金銀をろい候へく候、や

て、いつものとく、たちんにて越後へつろハ、し、舟にての不すへく候

一た、いま此方へめしつ、ま、さるもの、妻子、早々引こし、此方のものにか申付へく候事。

一此方へめしつ、ま候もの、妻子にもつ、びく、む、ん以下、ふさ、これ、さ、きやうに所くの下代をして、ねんニ入申付へく候事。

一所々の代官とも、自分のにもつ、妻子等をハ早々引越候て、其身く、いつまでも、ま、つ、か、るへく候事。

一此方へこし候あしかる、米、相、む、さ、すのよし申越候、きよ、よ、ん、の、分、ハ、勿、論、ニ、候、きよ、よ、ん、の、分、ハ、とり切候て、下々、後、せん、か、と、無、之、ニ、付、而、と、り、ろ、へ、む、た、す、儀、ニ、候、ハ、其、心、得、候、て、少、つ、相、む、さ、す、へ、く、候、む、さ、と、ハ、さ、し、候、ハ、む、き、ま、へ、さ、る、へ、く、候、事。

一所々ニ、ま、し、ん、これあるよし申候、ねん、ぐ、借物、いつきの百姓、まへニいろ不と、又いろとのねん、ぐ、を、いろ不と、ま、ほ、し、候、と、能、々、せん、さ、く、い、さ、す、へ、く、候、事。

一所々よりあき人いりたち候て、米以下むさとり取候よし申候、いつらふかりともせ
んさく候て、あまりやまき物をハラいろへし、別而ねん入、そこへ可相渡候事。

一山中あさねんくの儀ハ、いまさ相まほさるよし申候、にむら又調ら候ハ、何成とも、
自餘のものを以てめしをくへく候、もしよのもの無之候ハ、あさを木なららをさへ
候て、まろくとままつ申付へく候事。

一此中めしつらい候せもの儀ハ、申にをよはま、こもの、ちうけん成とも今度罷下ら
に候ハ、すかハちせいといいたすへき事。

一百姓等にもつをくり候事如在候ハ、かしく申付へく候、さいり治部少輔殿を奉行
御越候條、此衆ニ相談せしめ、少もとこ、茂りかくをくり届へく候事。

右條々堅可申付候、兩人事少も私曲於有之者、聞出次第可被成敗者也。

二月十日 兼續

今城次右衛門殿

本村造酒丞殿

讀史堂文書、
上杉家記

二月十六日、兼續・三成連署して、蒲生氏國替に際し、郡中に掟書を發布して、地下人、旅

人の不法及び領民の退去を嚴禁した。會津舊事雜考

二月十七日、兼續、書を小田切豊前守に送り、津川請取後の處置の無法を戒め、又、監吏の

津川旅宿等々を注意し、萬事違法あるべからざるを命じた。御書集并御年譜、
略、文書略ス。

三月四日、兼續、三成と相議し、蒲生の家臣松崎城主蒲生四郎兵衛、并に其家従の荷物の傳

馬人足手配書を發送した。上杉年譜

三月六日、景勝、伏見を發し、二十四日、越後より會津に入り、それ／＼城邑に將士を配置
し、又、今年の雜課免除を發令し、民心の安定に助めた。塔寺八幡宮長帳、管見談、上(第四章)
杉年譜、三公外史、上杉家記(兼照)

會津入城後の諸將の分領は、左の如くである。

米澤
南山
淺香
津川
荒砥

直江山城守兼續
大國但馬守實頼
安田上總介能元
藤田能登守信能
泉澤河内守久秀

白川
 福島(始森山)
 築川
 白石
 伊南
 金山
 長沼
 二本松
 鹽之松
 森山
 鮎貝
 高島
 藤島
 大森

芋川越前守正親
 平林藏人佐正恒
 本庄越前守繁長
 須田大炊介長義
 甘粕備後守景繼
 清野助次郎長範
 色部與三郎光長
 島津淡路守昔忠
 秋山伊賀守定綱
 下條駿河守忠親
 山浦源吾景國
 市川左衛門房綱
 竹俣左京亮利綱
 中條與次三盛
 春日右衛門元忠
 木戸元齋壽三
 栗田刑部國時

猪苗代
 中山
 小國
 酒田

以上

水原常陸介親憲
 横田式部少輔旨俊
 松本伊賀守助義
 志駄修理亮義秀

三月廿九日、景勝は兼續に命じ、築地修理亮・小島豊後守・蓬田寒松齋・青柳隼人佐・小田切安藝守等五將に感状を授與した。之れは天正十八年以來含む所ある政宗が、景勝の會津入城後日淺く、諸士皆疲勞休息の暇なく其の居に安せざるに乘じ、好機逸すべからずと、福島を侵したのを撃退した功を賞したのであるが、上杉年譜上杉氏伊達氏紛争の端は此に發してゐる。歴代古案

三月晦日、兼續書を舟橋名兵衛に送り、山浦源五と共に鹽松の地に在つて農作を注意し、法度書の如く、給人・百姓等に對し、萬事油斷なく指示すべきを命じた。上杉年譜

四月二日、堀秀治は越前より移封せられて越後に入國した。

四月廿四日、景勝は前田利家に書して當分在國を告げ、且つ、之を秀吉に申啓する事を依頼

した。此の消息に先だつ四日即ち四月二十日の景勝の書狀(文書)に對する利家の答書は、其來越せる事を報じてゐる。蓋し、利家は越後の民が景勝を思慕し秀治に服従せざらん事を慮り、湯沐に托言して草生津に來つて之を掩護したのである、との説があるが、恐くはさうであらう。兼啓達、仍先日徳山五兵衛尉歸洛之節、如申據候、當國近日在府候條、可御心易候、然御次之砌、可然様御取成偏頼存候、將又、爲御普信蠟燭三百挺進獻之候、猶期後普候、恐惶謹言。

會津中納言

四月廿四日

景勝

加賀大納言殿

人々御中

讀史堂
文書

去廿日之御飛札、今月廿五日、越後於荒川參着、令拜見候、如仰今度御暇申上、俄草生津令湯治候、其許御移刻、則使者を以可申入處、湯治取紛、不任心底而延引申候、御仕置等丈夫ニ被仰付、御有付候由、近比珍重存候、加州ニ人馬少休申候て、無程可令上洛候、上方御用之義御座候者可蒙仰候、不可有疎意候、尙自是可申入候、恐々謹言

加賀大納言

五月廿五日

利家花押

會津中納言殿

御返報

大日本古文書
上杉家文書

此の月、秀吉は病に罹つた。日本戦史

七月廿三日、景勝は伏見留守千坂對馬守をして、秀吉の病狀慰問の書狀を、石田三成・増田長盛に届け、且つ、上洛の時期を伺問せしめた。

急度申遣候、仍上様御煩被得御快氣候哉、無御心元候條、石治増右へ企脚力候、書狀相届、早

々可令上洛候哉、様子懇ニ可申越候、猶、相替儀、其方節々脚力可相下候、謹言。

七月廿三日花押(景勝)

千坂對馬守殿

千坂
文書

是の月、秀吉自ら起つ能はざるを知り、遺物を諸侯伯に頒ち、景勝は牧溪筆芦雁双幅を賜つた。上杉家記、上杉年譜併し、藤林年表には、秀吉の遺命に依り、十二月下旬、景勝は中布袋左右芦雁の

三幅對、兼續は太刀一腰を拜領したとある。

八月十八日、豊臣秀吉六十三歳にて薨去した。

秀吉は卑賤より起つて天下を統一し、官位人臣を極めたが、其間僅に十數年に過ぎない。随つて譜代の臣下中、孤兒を輔けて負托の重きをなす者なく、現在彼の權勢に服従する徳川家康の如きも本人は彼の妹婿であり、息秀忠は淀君の妹を娶り、秀忠の女は秀頼に嫁するといふ約束があつて、三重の姻親であるが、固より政略的結婚に過ぎず、秀吉易簣の後は、自己の霸業完成に邁進すべきは、火を賭るより瞭かである。此の如き情勢の中に、幼冲の秀頼を残して、幽明境を分たんとする秀吉は、懊惱の極、侍臣の獻策を納れて、五大老(徳川家康、前田利家、上杉景勝、浮田秀家、毛利輝元)五奉行(前田玄以、淺野長政、増田長盛、長束正家、石田三成)の制を設け、大事は五大老、小事は五奉行をして攝行せしめ、且兩者を圓滿に協調せしめんが爲めに、三中老(生駒一正、堀尾吉晴、中村一氏)を置き、或は諸將を集めて、秀吉親ら秀頼に至誠を誓はしめ、又七月十五日五奉行・輝元・秀家及び主なる諸侯は血判して秀頼への奉仕と、其成人迄現状維持の誓紙を家康及び利家に致し、八月五日には、在國の景勝を除き、大老と五奉行とに血判の誓紙を交換せしめた。其主なる箇條は、太閤同様秀頼に奉公する事、豊

臣氏の法度を嚴守する事、徒黨を禁じ、争議あるも縁者・縁故を以て依怙ある可からざる事、知行は秀頼成人まで一切現状の如くたるべき事、等であつたが、天命如何ともする事能はず、不世出の英雄も全く凡夫の愚痴に歸り、不安焦燥の中に、滿腔の恨を懷いて六十三歳を以て瞑目したのである。

景勝は秀吉薨去の報を得たが、喪を嚴秘せる爲め、急を要する事がないので、兼續先づ發し、景勝は九月十七日、若松城を發し、十九日、野州太田原驛に宿して上洛した。景勝一代略記、上杉古文書

去廿日之尊書拜見仕候。

一十九日ニ、(下野)那須太田原迄御着座之旨、御書之通、尤存候。

一此方弥別条無御座候、各別而御入魂候て、無殘所靜謐候、御上着之刻、可得貴意候。

一朝鮮爲御仕置、石治少九州へ被罷下候、御折帟持遣候、何も以面上、萬々、可得御意候、恐惶

謹言。

(慶長三年)
九月廿九日

増右
長盛(花押)

九月廿四日、徳川秀忠、景勝に移封の祝儀を贈つた。

態令啓上候、仍御移國之御祝儀早々可申入候之處、在洛故何角延引所存外候、隨而爲御祝詞、御太刀一腰、御馬壹疋、并小袖三十虎皮五枚令進見之候、猶朝比奈弥太郎可申候、恐々謹言。

(慶長三年)
九月廿四日

江戸中納言秀忠

會津中納言殿

人々御中

上杉古
文書

九月二十七日、兼續は家臣其他將士の長井郡に邑する者は悉く米澤に移つた事、及び新發田城主溝口義勝が厚意を以て奔走した事、等を報告した山田喜右衛門の書狀に答へ、兵糧の買入等を命じた。千金良文書、上杉家記

書狀披見、其元早々仕舞候事奇特候。

一何も無殘米澤江差越候由、尤候事。

一知行割府番替已下之儀、各申談、當分又已來、勝手よき様ニ可申付候事、專一候事。

一溝伯別而馳走之由、此方ニ柿本藏人相詰有之事候条、懇ニ禮狀可遣候、又此方よりも此

狀可相届候事。

一自分之者(直江家中)共之儀、彌七郎令相談、可申付候、何も此方へ申越ニ不及候、其元勝手よき

様ニ、又以來迄相續候様ニ令覺悟、可申付候事。

一越後兵糧輒之由申候条、可買置候、來年之儀者兵糧一切有間敷候条、其支度專一候、謹言。

(慶長三年)
九月廿七日 兼續

山田喜右衛門殿

此書狀は伏見より發送せられたものと推定せられ、景勝の伏見着は十月二日であるから、九月廿七日の日附より推考すれば、兼續は秀吉薨去の報を受けると、景勝に先だつて上洛した事は明白である。

十月二日、景勝は伏見邸に着し、同十二日、隨伴脚力の歸國に托して、安田留守主將に、飛

語流言等に惑はされず、諸境防備堅固なるべきことを命じた。

爲付上候脚力相返候之條、申遣候、此方一段無事候、其外諸國無相替義候條、可心安候、縱、如何様之儀申廻候共、お手之儀者不可有異儀候、心安存知其元留守中諸境堅固之任置、各相談專一候、何へも右之段、可申届候、謹言。

(慶長三年)
十月十二日 景勝(花押)

安田上總介とのへ

毛利安田文書

同月十五日五大老連署、黒田長政、廿二日寺島志摩守に命じ征韓の師を班さしめた。黒田文書

十一月八日、兼續は山田喜右衛門に命じ、今春堀秀治に貸附せし糧米の返附を、代官河村某・増子某を監視として收納せしめた。千金良文書、上杉家記

春來上杉氏は會津に轉封せられると、前半歳の租税を徵收したので、後任堀氏は之が返還を求めたが、上杉氏は、會津の前任者蒲生氏、既に半歳分を收納して去れるの例を以て、之を拒絶し、堀氏が前任地越前に於て之を收めざるの過失を嘲つて、其請求に應じなかつたと傳へられて居るが、之に關しては、慶長三年十一月八日、兼續が山田喜右衛門に宛てた書狀中に、

「一、(堀秀治)久太殿借米入念請取、尤候、奉行之儀、兩人可然候事。一、久太殿借米一札、披見候事。」とあるのみにて、他に史料は見出されないが、此事が、堀氏の上杉氏に對して、惡感情を懷くに至つた端をなしたと傳へられてゐる。千金良文書、景勝卿記

慶長四年

慶長四年正月十日、秀頼伏見より大坂城に移り、利家は之に從つて輔佐の任に當つたが、家康は伏見城に在つて政務を總覽し、勢威彌々隆盛を致した。日本戰史、加賀藩史稿

是より先き、秀吉の薨するや、家康は、直ちに擬裝せる假面を棄て、血判の痕未だ乾かざる誓紙の規定を破り、六男忠輝の爲に伊達政宗の女を娶らん事を約し、又久松康元の女を養つて福島正則の子忠勝に、小笠原秀政の女を養つて蜂須賀家政の子至鎮に嫁せん事を約した。勿論、是等の養女は何れも家康の血縁である。かくの如く家康は公然文祿四年八月三日の公家武家法度中の第一條に、諸大名縁邊之儀得 上意、以其上、可申定事」とあり又、慶長三年八月五日血判の第二條に「御法度・御置目之儀今迄如被仰付、彌々不可相背、各、相談之儀、多分

に可相付」とあることを遵奉しないので、豊臣家との關係最も深き大老前田利家・奉行石田三成は、其不信背任を憤り、家康を大老中より除かん事を謀り、伏見大坂の間、浮言百出、諸將各其好む所に黨し、人々互に相警戒し、物情騒然たるものがあつたが、三中老の居中調停にて、互に誓紙を交換して一時相和した。日本戦史、加賀藩史稿

敬白靈社上巻起請文前書之事

一今度縁邊之儀付而、御理申入候處ニ、早速御同心畏入存候然者、向後御遺恨無御座候旨、於各忝候條、前篇ニ不相替諸事入魂可仕候事。
一太閤様御置目、拾人連判誓詞之筋目、彌不可有相違、若失念候而、誰々於身上も、相違有之候者、拾人之内開付次第、壹人貳人ニても、互異見可申候、其上同心無之ニおるてハ、殘衆中一同異見可申事。

一今度双方へ、入魂之通申仁有之とて、對其者遺恨を含、存分不可有候。

但、御法度御置目を背申仁ニおるて、拾人として逢穿撃、可致罪科事。

右之條々、若於相背者、忝も此靈社上巻之起請文、御詞深厚可罷蒙者也、仍前書如件。

慶長四年二月五日 長束大藏入道

石田治部入道

増田右衛門入道

淺野彈正入道

徳善院

輝元

景勝

秀家

利家

内大臣殿

敬白靈社上巻起請文前書之事

一今度縁邊之儀付而、御理之通承届候、然上ハ、向後遺恨ニ不存候間、前篇不相替諸事、可令入魂事。

一 太閤様御置目、拾人連判誓詞之筋目、彌不可有相違候、若失念も候而、誰々於身上も相違有之ハ、十人之内開付次第ニ、一人二人ニても、互ニ異見可申候、其上同心於無之、殘業中一同ニ異見可申候。

一 今度双方入魂之通、申仁有之とて、對其者遺恨をふくみ、存分不可有之候、但、背御法度御置目申ニ於てハ、十人として逢穿撃、可被處嚴科事。

右之條々、若於相背ハ、忝モ此靈社上卷起請文御罰深厚ニ可罷蒙者也、仍而前書如件。

慶長四年二月五日 家康

加賀大納言殿

備前中納言殿

會津中納言殿

安藝中納言殿

德善院

淺野彈正小弼入道殿

増田右衛門尉入道殿

石田治部少輔入道殿

長束大藏大輔入道殿

然るに家康は、既に二月加増或は加増轉封を以て、細川忠興・森忠政に私恩を賣り、細川家譜、森家譜 閏三月三日利家大坂に逝き、又機會あらば彼を斃さんとする俊英三成の退いた後は、眼中在洛の景勝なきのみか、大老・奉行・中老等に對し何の忌憚もなく、閏三月十三日伏見城に移り、隨時に自己の初思を遂行した。勿論、秀吉の遺命を犯すを病み、黒田長政をして堀尾吉晴に説かしめ、彼をして提案者たらしめ、長盛・正家の痛烈なる反對にも拘らず、大老奉行の賛成を得、三中老を使者として己れに入城を請はしめたのである。

先きに閏三月三日前田利家の薨去するや、其の夜三成は其の身邊の危険を告ぐるものがあつて、即夜伏見に逃れたが、在韓以來の怨恨ある七將加藤清正・福島正則・細川忠興・黒田長政・淺野幸長・加藤嘉明・脇坂安治等之を追うて伏見に入り、三成を殺さんとした。家康故意に彼等を説諭し、三成をして職を辭せしめた。三成隠退して其事件は落着したが、豊臣恩顧の七將に不和なりし此の一事を見ても、彼の後來の回天の計畫が終に成功せざりし原因を推測する事が出來さうな氣がする。日本戦史、稿 本石田三成

三月某日、南化和尚は助字・序記・銘・跋・説・文筆・詩等に就て解釋した秘卷を手寫して兼續に贈り、兼續は更に之を手寫して「文鑑」と題した。

七月六日、兼續は伏見より書を送つて、遙かに仙道七郡の代官に命じ、道路・橋梁を改修せしめた。直江古案、上杉家記

七月、家康は大老及び征韓諸將等をして、七・八月の候に其邑に歸休し、秋冬に來會せしむることとした。日本戦史ので、同月廿八日、景勝は大坂に至り秀頼に謁して其の許可を得、又家康に辭し、八月三日伏見を發して、廿二日若松に歸り、景勝一代略記之を家康に報じた。

内々自是可申入處遠路御札本望之至候、路次中無何事御下國之儀、珍重候、然者、此間大坂へ罷下、仕置等申付候、無相替儀候條、可御心易候、猶期後晉候間、令省略候、恐々謹言。(慶長四年)九月十四日

九月十四日

家康

會津中納言殿

上杉古文書

景勝の下國に従つた兼續は、病を獲て白河に滯留し、八月廿五日、書を春日右衛門に與へて、米澤の庶務を命じた。奥羽編年文書

以上

今月廿三日之書狀、同廿五日白川にて披見。

一腹中惡候ニ付而、白川ニ令逗留候今日少々驗氣之様ニ候、逆も之事、二三日、此方ニ滯留可養生候間、可心易候。

一北國へ迎遣候由、(前田利貞を迎へる事か)尤候、殊近日其元へ可下着之由、珍重候、就其家之儀、相立候由、可然候、先度如申遣候、先々造作不入様ニ可相計候、少々見苦敷事ハ不入候、其分別尤候事。

一此方ニ滯留中、煩爲見舞、先方の半人衆譜代之者共ニかきらす、一人も來候儀、堅無用ニ候、此段皆共ニ可申届候事。

一其元普請等無油斷由、尤候事。

一初鮭到來、祝着候、謹言。

(慶長四年)八月廿五日 兼續

春日右衛門殿

津田文書

景勝の歸封するや、徳川秀忠は、八月十日晋問の辭を送り、家康は、九月十四日、景勝の着